

第2節 主要援助国・地域機関の政府開発援助の概要

1 米国

(1) 援助政策等

(イ) 対外援助の急増と対外援助改革

2001年の共和党ブッシュ政権誕生以降、米国の対外援助政策は大きく変ぼうし、2000年に95億ドルであった政府開発援助実績は、2005年には276億ドルに達し、3倍近く増加することとなった。特に、同時多発テロの結果、貧困がテロの温床であるとの問題意識が高まり、安全保障、民主主義の拡大等の課題と開発援助の関係が重視されるようになってきた。

2002年3月、ブッシュ大統領は、モンテレイ開発資金国際会議前の米州開発銀行における演説で、「開発のための新たな約束」と名付けられる「今後3年度以内(2004年度から2006年度まで)に、米国の開発援助を50%増額する」というイニシアティブを発表し、この増額分のための新たな会計「ミレニアム挑戦会計(MCA:Millennium Challenge Account)」と組織「ミレニアム挑戦公社(MCC:Millennium Challenge Corporation)」を設立した。また、2004年からはHIV/エイズ支援向けに5年間で150億ドルを拠出する大統領イニシアティブPEPFARを開始している。

2002年9月に発表した国家安全保障戦略では、開発の推進に1項目が割かれ、貧困の削減を米国の対外政策の最優先事項と位置付けて、ミレニアム挑戦会計のほか、世界銀行等の援助効果増大、貿易自由化、保健、教育、農業等への取組を強化としている。

2006年1月にライス国務長官はジョージタウン大学での演説において「変革的外交」を打ち出し、その中で、米国政府の対外援助の新しい方向性を発表した。そして、[1]対外援助が米国の広範な対外政策目標に合致するよう、できる限り効果的に活用されることを確保し、[2]国務省と国際開発庁(USAID)の実施する対外援助を、より一層連携(aligned)させ、[3]米国政府が、納税者から信頼される執事(steward)となることを示した。また、その改革の主導者とし

て、国務省に副長官級の対外援助部長ポストを設置し、USAID長官が兼任することとなった。同対外援助部長の権限は、MCCおよびPEPFARに対するガイダンスまで含めれば、米国の対外援助の約80%に及ぶとされる。

トバイアス初代対外援助部長兼USAID長官は、「開発途上国が国民のニーズに対応し、広範にわたる貧困を削減し、国際システムで責任ある行動をとる民主的でよく統治された国家を建設し、維持することを助ける」ことを対外援助の究極の目的に掲げ、成果重視と援助効率性向上を重要課題とした。また、対象国の発展段階(復興国、開発国、変革国、協力国、脆弱国)、各支援目標([1]平和と安全、[2]正当で民主的な統治、[3]国民への投資、[4]経済成長、[5]人道支援)における取組を示すマトリクス「対外援助枠組み」を策定し、予算要求策定に際して、それに即して、各被援助国における援助分野ごとのリソース配分を示し、重点分野を明らかにするとともに、被援助国の発展および援助効果を示すことを意図している。また、従来は別々に策定されていた国務省およびUSAID予算を一本化することにより、外交政策と対外援助政策の一貫性を更に高めることをねらいとしている。

なお、2007年5月のトバイアス前部長兼長官の後任として大統領により指名されたフォア国務省対外援助部長代行兼USAID長官代行(2007年7月17日現在、議会承認待ち)は、議会や市民社会からの意見・指摘等を踏まえつつ、改革を継続していくことを表明している。

(ロ) 開発援助イニシアティブ等

[1] ミレニアム挑戦会計(MCA)

「公正な統治」、「国民への投資」、「経済的自由の促進」の3つの政策分野における合計16の指標に関する被援助国のパフォーマンスに基づきミレニアム挑戦公社(MCC)理事会が敷居国・適格国を決定し、支援を供与する。いわば途上国側の改革

努力を促しつつ、good performerに対して支援を与えるという基本的な考え方に基づいている。また、適格国に選定された被援助国が自らプロポーザルを作成・提出し、MCCとの間でコンパクトを締結してMCAの支援を受ける仕組みであり、適格国のオーナーシップを重視するイニシアティブである。MCCとUSAIDは相互に密接に協力しつつ、USAIDは特に敷居国プログラム(もう少しでMCA適格国になり得る国が同適格国となれるよう支援するプログラム)において中心的役割を担うこととされている。

2005年4月のマダガスカルとの最初のコンパクトを皮切りに、2007年7月時点で12か国(ホンジュラス、カーボヴェルデ、ニカラグア、グルジア、アルメニア、ベナン、バヌアツ、ガーナ、マリ、エルサルバドル、レソト、モザンビーク)とコンパクトを締結し、本格的な動きが見られるようになった。

予算面では、発足以降の過去4年間(2004～2007年度)の予算は年間10～18億ドルで推移しており、当初予定(2006年度には年間50億ドル)や政権の要求水準とは隔たりがあるものの、援助量、手法の両面で今後の運用、成果が注目される。

[2] 大統領エイズ救済緊急計画(PEPFAR)

2003年1月、ブッシュ大統領のエイズ救済緊急計画発表を受けて、同年5月に、「エイズ・結核・マラリアに対する米国リーダーシップ法」が成立し、5年間(2004～2008年)で150億ドルのエイズ対策の支出が可能となるとともに、資金配分や関係省庁間の調整等を行うグローバル・エイズ調整官が国務省内に置かれた。2004年度の開始以降、一貫して、超党派の支持を受け、政府要求よりも多い予算が議会において承認されており、当初予定を上回るペースでの拠出が進んでいる。本件イニシアティブでは、重点15か国^(注)を中心に、5年間で200万人のHIV/エイズ患者への治療支援、700万人を対象とした感染予防、孤児を含む1,000万人の感染者への治療支援を達成することを目標としている。

さらに、2007年5月、ブッシュ大統領は、300億ドル/5年間(2009年～2013年)をHIV/エイズ支援分野に

拠出するという、新イニシアティブを発表した。

[3] 主な地域別動向

イラク復興支援およびアフガニスタン復興支援において、国際社会における主導的な役割を果たしてきており、テロとの闘い、民主化支援等の観点から、両国を中心とした中東地域向け支援額は極めて大きく、特に近年、急増している。イラクに関しては、イラク救済復興基金(IRRF:約209億ドル)による電力、石油、水、保健、教育、治安、運輸・通信等の分野での大規模復興事業は2007年3月末までに99%の資金の使途が決定しており、引き続きその実施を行いつつ、米国のイラク復興支援は、イラク政府に対する人材育成、技術支援や倍増(20)されたPRTによる地方支援に重点が移行しつつある。イラク側のリソース活用および米国政府関係諸機関の調整のため、2007年2月に国務省にイラク移行経済調整官が設置された。アフガニスタンに関しては治安分野改革における国軍再建プログラムを主導してきており、2001年以降2007年1月までの米国のアフガニスタン向け支援実績額は142億ドル(うち約90億ドルが国軍再建等の治安分野、52億ドルが復興・人道・ガバナンス支援)に達している。さらに2007年1月、ライス国務長官は、ブッシュ大統領が今後2年間で106億ドルの予算を議会に対し要求することを表明し、うち20億ドルを復興支援(道路、地方開発、麻薬対策を中心)に向け、86億ドルを治安部隊(国軍および警察)支援に向けたいとしている。

アフリカに関しても、2000年以降増額の方針にあり、2005年6月、ブッシュ大統領は、対アフリカ開発援助額が2004年に対2000年比3倍増となったこと(11億ドル→35億ドル)および、2010年までに更に倍増する旨表明したが、その後、2005年に42億ドル、2006年には56億ドルと着実に増額させている。中でも保健分野向け援助額(特にPEPFARのうち二国間援助の約8割がアフリカ向け)が大きく、増加が著しいほか、教育分野、市民社会強化への支援を拡大することを表明している。さらに、MCCもアフリカ7か国と総額約24億ドルのコンパク

注：ボツワナ、コートジボワール、エチオピア、ケニア、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ共和国、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ガイアナ、ハイチ、ベトナム

トを締結済みであり、2005年から拠出を開始している。

アジア(東南アジア・中央アジア・南アジア)に関しては、米国の政府開発援助全体に占める割合はここ数年10%以下であり、全体の増額幅に比しても相対的に小さい。東南・南アジア向け支援は、保健・教育分野等向け支援の占める割合が大きい一方、民主化支援やテロ対策を重視していることが特徴である。中でも、パキスタン(治安、民主化、武器不拡散等向けに重点)、インドネシア(保健・教育、治安等向けに重点)およびフィリピン向け支援額が大きい。また、中央アジアに対しては、民主化促進・定着のための支援や、地域インフラ(電力、輸送、通信)分野等への支援を実施している。

[4] 環境・気候変動分野への支援

米国の環境・気候変動分野への支援額は、ここ数年は年間2～3億ドルで推移してきている。USAIDはGlobal Climate Change Programを40か国以上で展開しており、そのうち特にGHG主要排出国および炭素隔離面で潜在能力を有する諸国・地域(ブラジル、インド、インドネシア、メキシコ、フィリピン、ロシア、南アフリカ各国、および、中央アフリカ、中米、中央アジアの各地域)を重点支援国・地域としている。適応支援に関しては、比較的新しい分野であり、USAIDでは現在主に、①リアルタイム・サーベイランスの整備(中米7か国についてNASAと協力して、気象データのほか、火災、赤潮等の災害対応状況をリアルタイムでモニターするシステムの立上げ)、②USAIDのフィールド・ミッション用の適応分野のガイダンス・マニュアルの整備の取組を進めている。

(ハ) 日米援助協調

日米間では、従来日米保健パートナーシップ、日米水協力、アフガニスタンにおける幹線道路の建設等、分野別政策、プロジェクト・レベルで様々な協力が行われているのに加え、2005年3月、ライス国務長官が訪日した際、日米両国は「戦略的開発協調」を立ち上げることに合意した。同年9月にワシントンDCにおいて第1回会合(次官級)を開催して以降、継続的に協議を行っている。

人道問題への対応についても、2004年12月に、局長級の人道問題に関する日米パートナーシップ定期会合の第1回会合、2005年6月に第2回会合、2006年6月に第3回会合を開催し、人道問題分野における両国の関心国や対応策に関し意見交換を行い、協力関係を強化してきている。

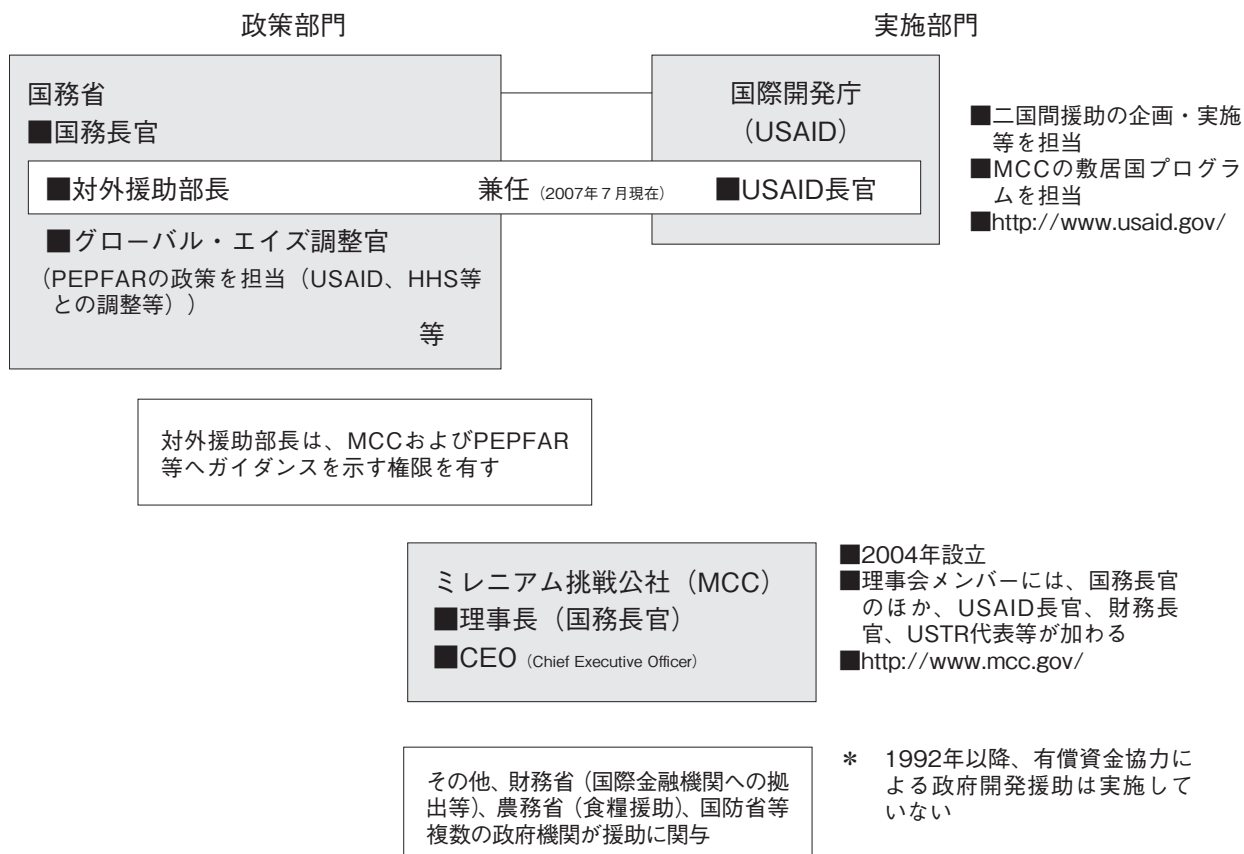
(2) 実施体制

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えるが、米国政府開発援助の90%以上を占める二国間援助において中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAID長官は、従来国務長官へ報告義務を負い、国務長官の権限の下国務省と協議の上で事業を実施してきた。2006年1月に開始された対外援助改革の中で、USAID長官が国務省対外援助部長を兼任する体制が続いており、USAIDの政策部門が国務省対外援助部と統合される中で、USAIDと国務省との政策的連携の強化が志向されている。2004年度から、こうした既存組織に加えMCCが発足したが、国務長官が議長を務めるMCC理事会(ほかに財務長官、USTR代表、USAID長官等が参加)において、様々な政策的考慮を反映する仕組みとなっている。USAIDは援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、総じて、国・課題ごとに、国務省、USAIDその他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となっている。国際機関を通じた援助のうち、世界銀行や地域開発銀行等の国際開発金融機関については財務省が管轄し、国連専門機関については国務省が管轄している。

USAIDは、海外事務所に多くのスタッフを置き、援助案件実施の管理を現地事務所にゆだねている。2006年9月末現在のUSAIDの職員総数は8,012人(直接雇用および間接雇用を含む)であり、内訳は、ワシントンDCの本部に1,802人、海外事務所に6,210人となっている。MCCに関しては、2007年7月現在のワシントンDC本部における職員数は288人であり、海外事務所は、19人となっている。

また、PVO(Private Voluntary Organization)を重要パートナーと位置付け積極活用していることが特徴的であり、2004年度のUSAID拠出総額の約30%はPVOに対し供与されている。

援助実施体制図

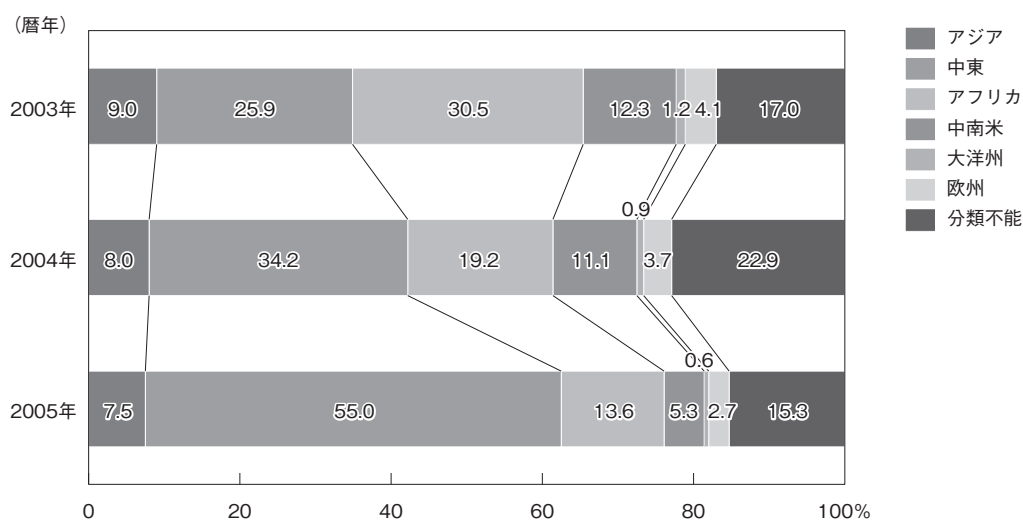


(1) 政府開発援助上位10か国

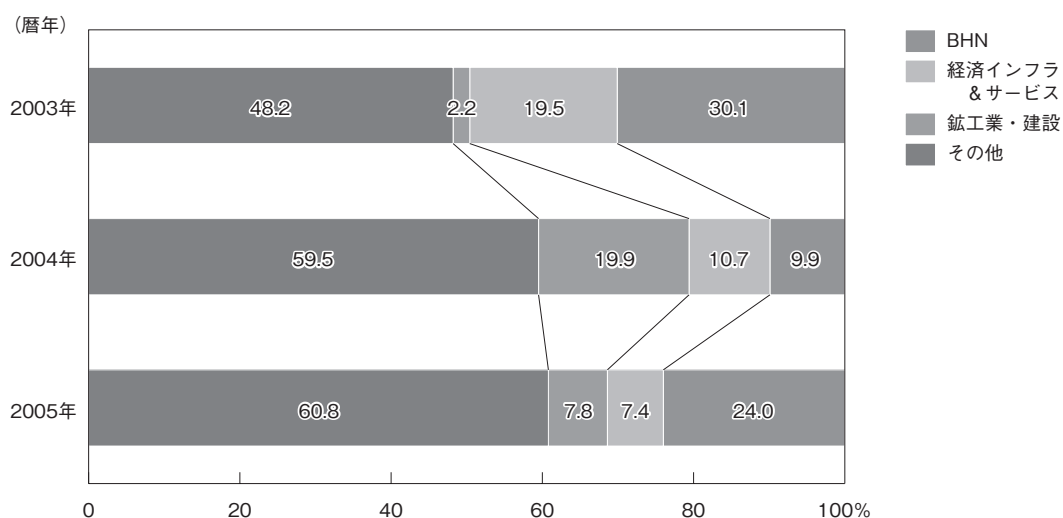
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国 名	2003年		順位	国 名	2004年		順位	国 名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	イ ラ ク	1,549.33	10.57	1	イ ラ ク	3,021.99	18.60	1	イ ラ ク	10,829.73	42.84
2	コンゴ民主共和国	1,415.45	9.66	2	アフガニスタン	778.29	4.79	2	アフガニスタン	1,341.80	5.31
3	ヨ ル ダ ン	948.44	6.47	3	エ ジ プ ト	704.47	4.34	3	ス ー ダ ン	771.47	3.05
4	コ ロ ン ビ ア	670.85	4.58	4	エ チ オ ピ ア	402.30	2.48	4	エ チ オ ピ ア	625.19	2.47
5	エ チ オ ピ ア	567.80	3.87	5	ス ー ダ ン	377.61	2.32	5	エ ジ プ ト	397.36	1.57
6	アフガニスタン	485.79	3.31	6	コ ロ ン ビ ア	375.56	2.31	6	パ キ ス タ ン	362.38	1.43
7	エ ジ プ ト	441.76	3.01	7	ヨ ル ダ ン	373.97	2.30	7	ヨ ル ダ ン	353.87	1.40
8	ボ リ ビ ア	248.32	1.69	8	パレスチナ自治地域	273.86	1.69	8	コ ロ ン ビ ア	334.26	1.32
9	インドネシア	210.88	1.44	9	ウ ガ ン ダ	207.71	1.28	9	ウ ガ ン ダ	242.34	0.96
10	セルビア・モンテネグロ	209.71	1.43	10	コンゴ民主共和国	189.63	1.17	10	セルビア・モンテネグロ	181.47	0.72
10位の合計		6,748.33	46.04	10位の合計		6,705.39	41.27	10位の合計		15,439.87	61.08
二国間援助合計		14,658.60	100.00	二国間援助合計		16,249.50	100.00	二国間援助合計		25,279.49	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



2 英国

(1) 援助政策等

(イ) 英国は、開発途上国における貧困削減を援助の最終目標として掲げ、このために貿易、投資、債務、農業、環境等関連部分を統合した総合的見地からの開発途上国の開発支援を目指している。2002年1月には、持続可能な開発の促進および人々の福祉改善を通じた貧困削減が開発の目的であることを明記した「国際開発法」(International Development Act 2002)が成立し、同法は現在の英国政府開発援助政策の根幹となっている。

(ロ) また、各省庁と大蔵省の間で取り決められた2005/2006年度からの3年間における政策目標を提示した公共サービス協約(PSA:Public Service Agreement)において、国際開発省(DFID:Department for International Development)はMDGsの達成を中心に、以下の重点目標を挙げている。

- [1] サブ・サハラ・アフリカにおけるMDGsに向けた進展(貧困削減、初等教育の普及、幼児死亡率の削減、安全な出産の普及、HIV/エイズ妊婦の削減、効果的な援助とアフリカ開発への国際的な政策を確保するためのパートナーシップの向上等)
- [2] アジアにおけるMDGsに向けた進展(貧困削減、初等教育の普及、幼児死亡率の削減、安全な出産の普及、HIV/エイズ感染および結核対策等)
- [3] 国際システムの効率化(欧州委員会の低所得国向けの政府開発援助の割合増加、重債務貧困国に対する国際的な協力、MDGsに向けた国際的な協力、国連機関と人道支援システムの効率化等)
- [4] EUおよび世界の貿易障壁の削減
- [5] 紛争防止および紛争後復興支援の強化(外務省および国防省との共同目標)
- [6] 二国間援助の低所得国に対する重点的な供与(少なくとも90%以上)

(ハ) こうした中、英国は2005年7月、G8グレンイーグルズ・サミットにおいて議長国としてアフリカを議題にとり

あげ、関係諸国による対アフリカ援助額倍増(2010年目標)、ナイジェリアおよび重債務貧困国に対する債務免除のほか、保健・教育・経済成長・平和と安定を含む幅広い支援策の合意を実現した。以降、英国はこのG8サミットでの約束事項のフォローアップに積極的であり、他国および国際機関に働きかけるほか、英国自身も教育関連長期支援策(10年間)として85億ポンドの拠出決定、国連腐敗防止条約調印、革新的資金メカニズムの開発(国際金融ファシリティ)、アフリカにおける平和維持軍の訓練等を率先して行うなど、ドナー国として主導的な役割を果たしてきている。

(ニ) さらに、2006年7月、DFIDはこのG8サミットでの約束事項の実行に向けた政府開発援助政策方針を示した国際開発白書(A White Paper on International Development)を公表し、以下の4項目を向こう5年間の国際開発分野における重点課題と位置付けた。

- [1] グッド・ガバナンスを援助政策の最重点課題とすること。
- [2] サブ・サハラ・アフリカ、南アジア、脆弱国家に対して開発支援を集中すること。
- [3] 気候変動が開発にもたらす脅威に早急に対応すること。
- [4] 21世紀にふさわしい国際システムの構築に向け国際社会と協働すること。

(ホ) 英国は、上記白書で示された方針も踏まえ、2007年3月には、環境・気候変動分野での途上国支援向けに8億ポンドの「環境変革基金」を立ち上げる旨公表する等、同分野においても主導的な役割を果たす姿勢を鮮明にしている。

(ヘ) 英国の2006年の政府開発援助実績は対前年比17.1%増の126.1億ドル(DAC暫定値)となり、政府開発援助実績支出純額ベースで日本を抜き世界第2位の援助国となった。英国による対外援助額の増加傾向は今後も継続する見通しであり、DFIDの全体総予算額は、2004/2005年度の約38億ポンド、2005/2006年度の約45億ポンド、2006/2007年度の約50億ポンドと大幅に増加されてきており、

2007/2008年度には約53億ポンドとなる計画である。なお、英国の2006年のGNI比は0.52%（DAC暫定値）であり、現計画ではMDGsの2015年を待つことなく2013年までにGNI比0.7%を達成する予定である。

(ト) DFIDは、重点地域としてアフリカ地域（コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、ケニア、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナイジェリア、ルワンダ、シエラレオネ、南アフリカ共和国、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ）、アジア地域（バングラデシュ、中国、インド、パキスタン、アフガニスタン、ネパール、カンボジア、ベトナム、インドネシア）の25か国を挙げている。2005年の両地域に対する二国間援助の純支出額（Net Bilateral 政府開発援助）は、それぞれ約20.9億ポンドおよび約15.8億ポンドとなっており、二国間援助純支出額全体（44.8億ポンド）に占める割合ではそれぞれ約45.5%および約30%（両地域合計で全体の約75.5%）となっている。なお、英国の援助は原則として無償であり、2001年4月から、英国の二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、二国間援助においては、英国は個別のプロジェクトだけでなく開発途上国政府による貧困削減政策のための一般財政支援に力を入れており、2005/2006年度にはこれらがDFID援助額全体の約20.1%（二国間援助に占める割合では35.4%）を占めている。

(チ) 一方、DFID予算に占める国際機関を通じた援助の比率は2005/2006年度で37.9%と高く、中でもEUを通じた援助はDFID予算全体の20.8%を占めている。このため、英国はEU、多国間、および国際機関による援助効率の向上を重要視しており、援助効果に関するパリ宣言に対するコミットのほか、国連機関の統廃合問題等にも積極的である。

(リ) なお、近年、英国は日本との援助協調に積極的であり、2003年10月にはベトナムにおいてアジア地域援助効果ワークショップを日本・ベトナムとともに主催したほか、2004年12月にはバングラデシュ、2005年5月にはタンザニアを外務省（日本）およびDFID（英国）の幹部が共同で訪問する等、相互協力の進展が具現化されている。2006年10月にも、フィリピンにおいて援助効果向上に係るアジア地域フォーラムを日本、英国、アジア開発銀行、世界銀行で共催した。

(ヌ) こうした中、2007年1月の安倍総理大臣訪英に際

し行われた日英首脳会談後に発表された日英共同声明では、日英で協力していく4分野の1つとして国際開発が掲げられ、また、2007年5月のベケット英国外務・連邦相訪日に際し行われた日英外相会談においても、国際開発問題についての政策協議や現地レベルでの協力を進めるとともに、TICADIVに向けてアフリカ開発につき協力関係を強化していくこと、また2007年9月にもDFIDとの職員相互派遣を実施することで一致するなど、国際開発分野における日英協力は一層深化・進展してきている。

(2) 実施体制

(イ) 英国の政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣内大臣を有するDFIDの責任の下に一元的に行われている。また、貿易、投資、債務、農業、環境等途上国の開発に関する政策の一貫性を確保すべく、ほかの関係省庁との連携にも力を入れている。

(ロ) DFID職員は2006年3月度で1,801名、2007年3月度で1,719名（いずれもフルタイム換算）であるが、現在、省内業務効率向上の観点から人員削減を志向しており、援助予算は増額するものの2008年3月度時点で1,610名にまで縮小される計画となっている（一方、DFID職員とは別に海外事務所要員（Staff appointed in country）が2007年3月度で865名おり、一般には、DFIDには2,500名以上のスタッフがおおり、うち半数が海外で働いていると説明されている）。

(ハ) DFID海外事務所は全世界で64か所存在する。DFIDでは海外事務所への権限委譲が進んでおり、200万ポンドまでの案件で政策的判断が必要とされない案件の発掘・形成は現地で行われている。

(ニ) なお、関連組織として、CDCグループ（旧英連邦開発公社）が開発途上国の民間部門に対するローン、株式投資の形態による支援を担当し、ブリティッシュ・カウンシルが人材育成分野での援助を実施しているほか、開発途上国の公的部門に対するコンサルティングサービスや援助の資材・サービスの調達等を実施するクラウン・エージェンツ（1997年3月に民営化）、途上国向け英国輸出企業に対する輸出保証・保険業務などを行う輸出信用保証局（ECGD: Exports Guarantee Department）等がある。

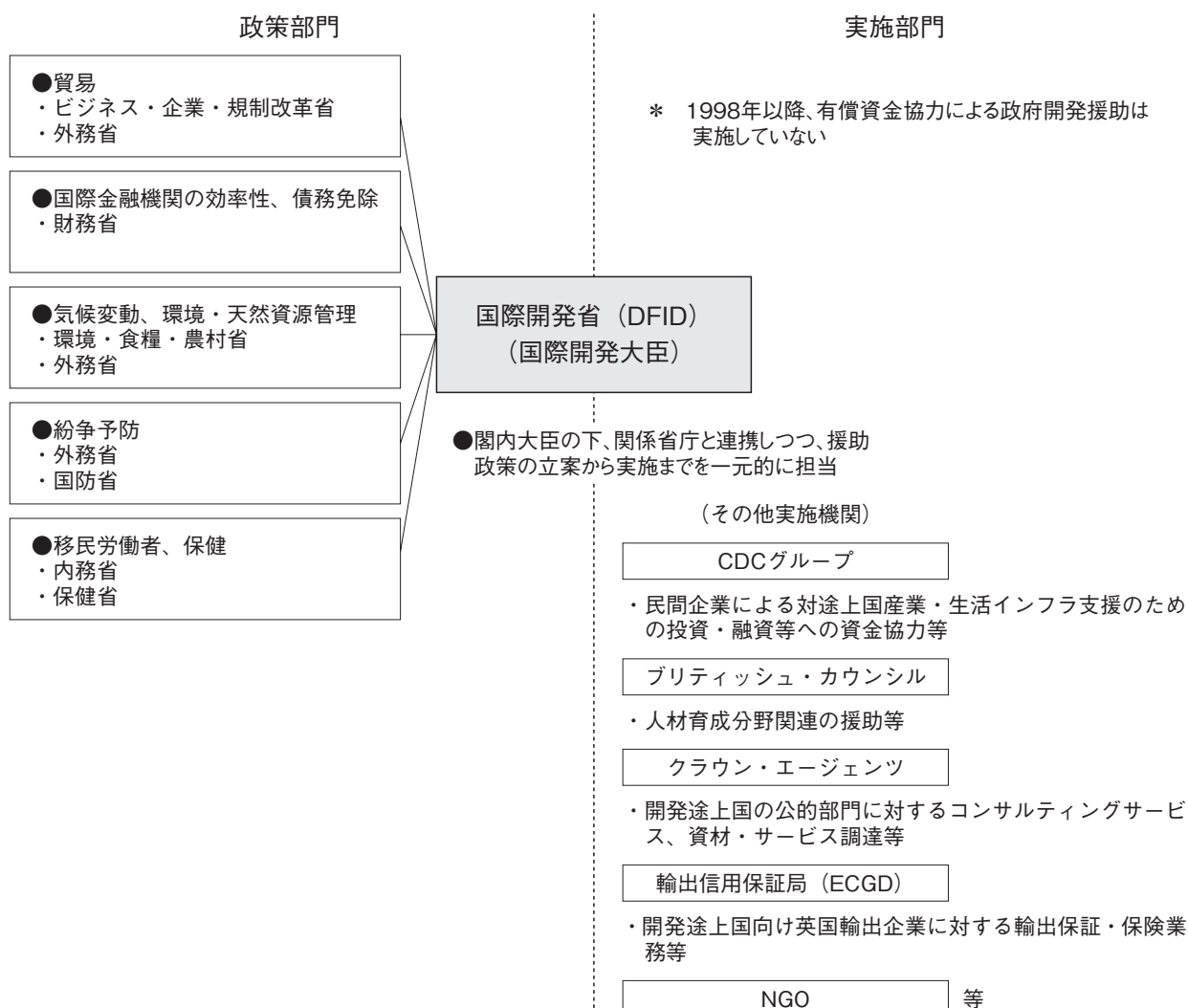
(ホ) また、英国には古い歴史と確固とした組織基盤を

持つNGOが約160存在するとされるが、英国政府はかかるNGOと災害援助、ボランティア派遣等の面で積極的に協働しており、DFIDでは2005/2006年度においては260百万ポンド以上の援助をNGOやシビル・ソサエティー経由で行うなど、重要な援助の経路と位置付けている。なお、この260百万ポンドの主な内訳は次のとおりである(注:DFIDでは、主要な国際NGOとの間の戦略的な財政支援に係る合意として26件のパートナーシップ・プログラム協定(PPAs)を締結しており、また、英国内の中小のNGOを支援する

ためのシビル・ソサエティー・チャレンジ基金(CSCF)を有している)。

- [1] 英国NGOに対する緊急人道支援向け支出:95百万ポンド
- [2] NGOとのパートナーシップ・プログラム協定(PPAs)に基づく支出:82百万ポンド
- [3] DFID国別プログラムを通じた支出:71百万ポンド
- [4] シビル・ソサエティー・チャレンジ基金を通じた支出:13百万ポンド

援助実施体制図

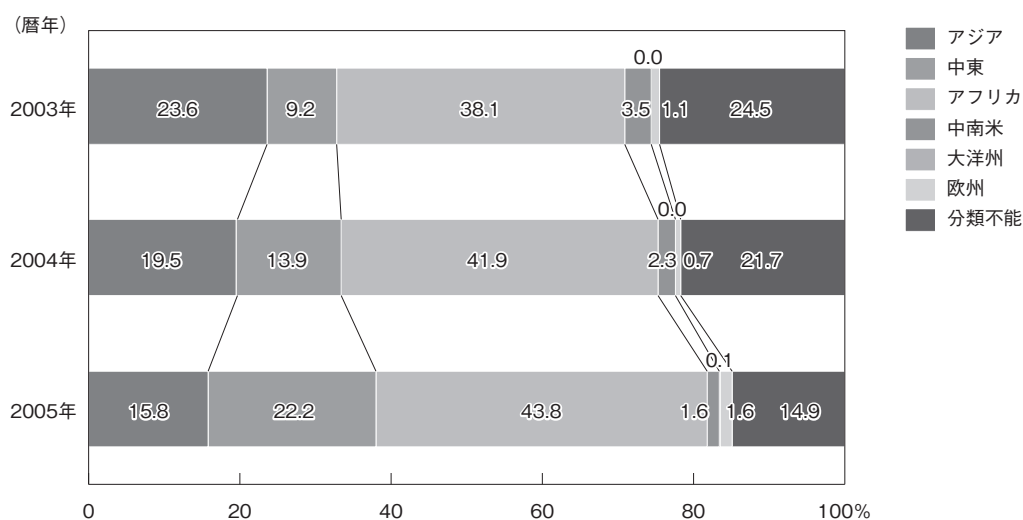


(1) 政府開発援助上位10か国

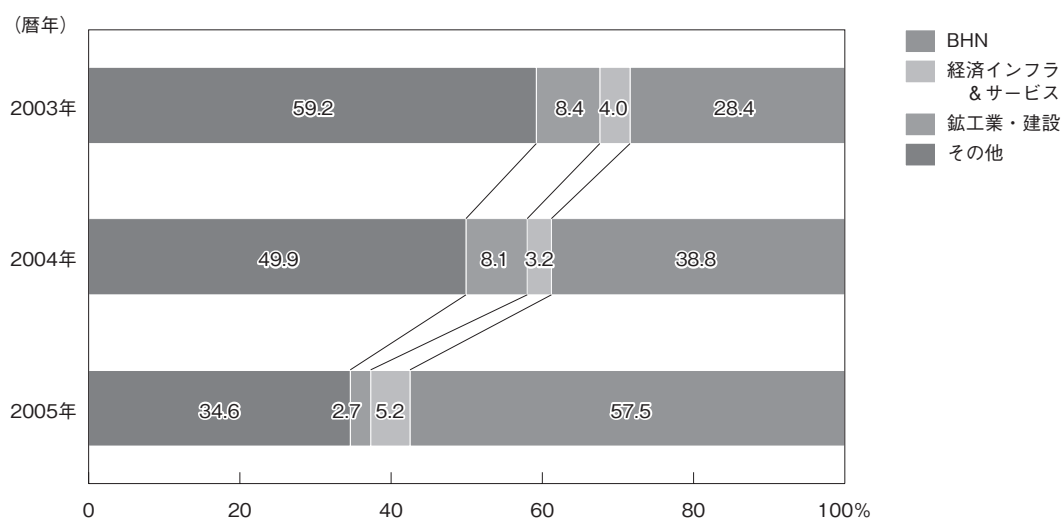
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	インド	329.88	8.54	1	インド	370.15	6.93	1	ナイジェリア	2,200.89	26.96
2	タンザニア	285.47	7.39	2	コンゴ民主共和国	300.97	5.64	2	イラク	1,317.52	16.14
3	バングラデシュ	260.47	6.75	3	ザンビア	282.55	5.29	3	インド	579.24	7.10
4	イラク	179.98	4.66	4	イラク	275.10	5.15	4	アフガニスタン	219.92	2.69
5	ガーナ	131.25	3.40	5	ガーナ	263.53	4.94	5	タンザニア	215.91	2.64
6	南アフリカ共和国	122.91	3.18	6	バングラデシュ	252.72	4.73	6	バングラデシュ	203.27	2.49
7	パキスタン	112.12	2.90	7	アフガニスタン	224.01	4.20	7	スーダン	196.46	2.41
8	マラウイ	111.07	2.88	8	タンザニア	215.63	4.04	8	ザンビア	165.73	2.03
9	ウガンダ	104.65	2.71	9	エチオピア	147.13	2.76	9	ガーナ	119.74	1.47
10	アフガニスタン	98.61	2.55	10	ナイジェリア	126.09	2.36	10	マラウイ	101.96	1.25
10位の合計		1,736.41	44.97	10位の合計		2,457.88	46.04	10位の合計		5,320.64	65.17
二国間援助合計		3,861.36	100.00	二国間援助合計		5,338.75	100.00	二国間援助合計		8,164.02	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



3 フランス

(1) 援助政策等

政府開発援助実績については、2005年の政府開発援助総額は100億2,622万ドルであり、前年の84億7,256万ドルより増加し、対GNI比は0.47%となった（前年は0.41%）。政府は、2007年に政府開発援助の対GNI比0.5%を、2012年に0.7%を達成する目標を公式に掲げている。また、近年フランスは、EUをはじめとする多国間援助に力を入れており、政府開発援助総額の約30%（2004年は34%）を国際機関への拠出に充てている。

地域別に見ると、伝統的にアフリカへの援助に力を入れており、2005年の地域別二国間政府開発援助の54%はサブ・サハラ・アフリカに向けられている。なお、サブ・サハラ・アフリカ以外では、中東・北アフリカ（20.7%）の占める割合が大きい。また、フランスの援助政策において「優先連帯地域」に指定されている54か国のうち、44か国がアフリカの国である。近年では、移民対策の観点から、移民送り出し国および中継国の開発を通じて移民の流入を制御する、「共同開発（Codeveloppement）」を提唱している。

セクター別では、現在の優先分野は（イ）教育、（ロ）水・衛生、（ハ）保健・HIV/エイズ対策、（ニ）サブ・サハラ・アフリカにおけるインフラ整備、（ホ）農業・食糧安全保障、（ヘ）環境保全、（ト）生産セクター、（チ）ガバナンスである。

環境・気候変動分野については、世界公共財の保全への取組を強化することが決定され、フランス開発庁（AFD）が温暖化対策を含む世界公共財の保全のために新興諸国に対して借款を供与することができるようになり、インド、ブラジル、インドネシア、パキスタン、中国、タイにおいて地球温暖化対策等に関するプロジェクトを実施している。近年、環境・気候変動分野の支援規模は急速に伸びており、特に気候変動分野の支援増大が大きい（2002～2006年の期間の二国間の支援として220百万ユーロ。多国間の支援の主たるものは世界環境基金への拠出であり、気候変動部分のみで年間16.3百万ユーロに上っている）。

フランスは、HIV/エイズを含む感染症対策に積極的な姿勢を示しており、2004年には、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1億ユーロを拠出した。さらに、フラン

スは、安定的な開発資金を確保するとの観点から、開発のための国際課税を含む「革新的資金調達メカニズム」を提唱してきており、この一環として、フランスは、航空券連帯税として航空券に少額の料金上乗せを行うパイロット・プロジェクトを2006年7月から実施。それによって調達した資金をもとに感染症対策を行う国際医薬品ファシリティ「UNITAID」を英国・ノルウェー・ブラジル・チリとともに立ち上げた。

(2) 実施体制

1998年の政府開発援助制度改革により旧協力省が外務省に吸収された後、現在、フランスの政府開発援助においては、外務・欧州問題省、経済財務雇用省および実施機関のフランス開発庁（AFD: Agence française de développement）が主要なアクターとして機能している。上記以外の省庁も独自に政府開発援助を実施している。

外務・欧州問題省国際協力・開発総局（DGCID: Direction générale de la coopération internationale et du développement）は、外務大臣の委任を受ける形で、協力・仏語圏閣外大臣が総括しており、「優先連帯基金」（上記「優先連帯地域」に対する無償資金協力）、技術協力等に加え、開発途上国のみならず先進国との文化・科学協力やフランス語振興も手がけている。

経済財務雇用省では、国庫・経済政策総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当している。また、同総局がパリクラブの事務局を務めている。

AFDは1998年の改革により、フランス政府開発援助の「主要実施機関」として位置付けられることとなり、現在、開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済財政雇用省との関係が特に緊密であり、両省は、AFDの最高意思決定機関である監査役会に、自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、監査役会の承認に先立つ段階でも、外務・欧州問題省、経済財務雇用省、AFDの三者の担当者レベルで頻繁に協議

が行われている。在外事務所に関しては、サブ・サハラ・アフリカ24事務所、地中海・中東（北アフリカを含む）6事務所、アジア6事務所、カリブ2事務所、海外県領土9事務所の全47事務所がある。職員数については、本部採用が965人、現地採用が664人の計1,629人である。

さらに、1998年の改革により、首相を長とし、関係閣僚により構成される「省庁間国際協力・開発委員会（CICID: Comité interministériel de la coopération internationale et du développement）」が創設され、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場として機能している。

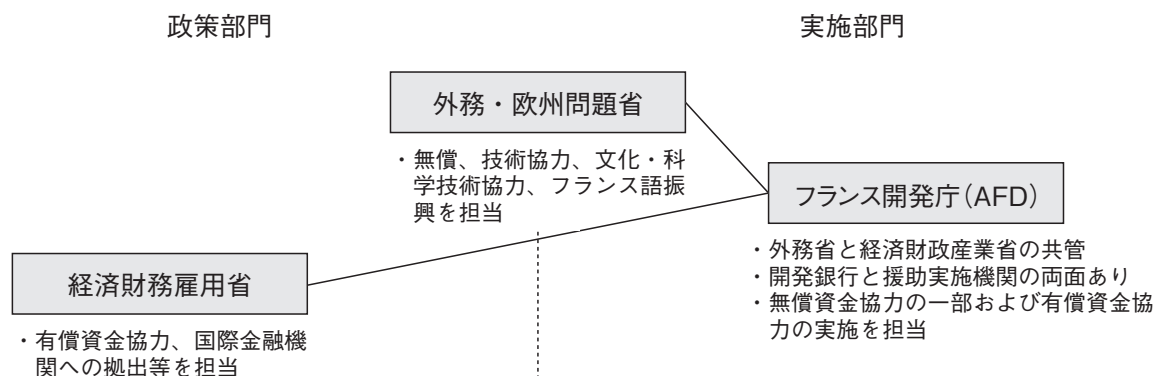
他方、2004年のDAC対フランス援助審査では、フランスの援助政策における行政機構の複雑さや一貫性の問題が指摘され、これを受けて、同年の新たな制度改革では、開発・仏語圏担当大臣がフランス政府開発援助戦略策定における「主導役」として位置付けられることとなった。同時に、この改革では、外務・欧州問題省とAFDの業務分担の見直しも行われ、外務・欧州問題省の無償資金協力業務の一部（農村開発、保健・

基礎教育、インフラ整備等）がAFDに移転されることとなった（外務省には、法治国家・ガバナンス、フランス語振興、文化協力、人材育成・高等教育等が残ることとなる）。

また、優先連帯基金対象国につき、中長期的な支援戦略である「パートナーシップ枠組み文書（DCP）」を現地の大使館主導で作成することとなった。現地の大使が、相手国政府と交渉しつつ起案し、外務省、経済財政雇用省、AFDとの協議を経て、最終的には開発・フランス語圏閣外大臣または現地公館大使と相手国政府との間で署名される。

NGOとの関係では、外務省国際協力・開発総局がNGOの提案するプロジェクトを審査し、そのコスト総額に対し50%を上限とし資金を供与するスキームがある。NGO向けの直接的な資金供与以外に、緊急援助、難民救助、優先連帯資金等を通じてNGOに資金が供与されている。また、NGO、組合等、国際協力にかかわる様々な関係者との、広範にわたる協議のためのフォーラムとして、国際協力高等評議会（HCCI: Haut conseil de la coopération internationale）が存在している。

援助実施体制図

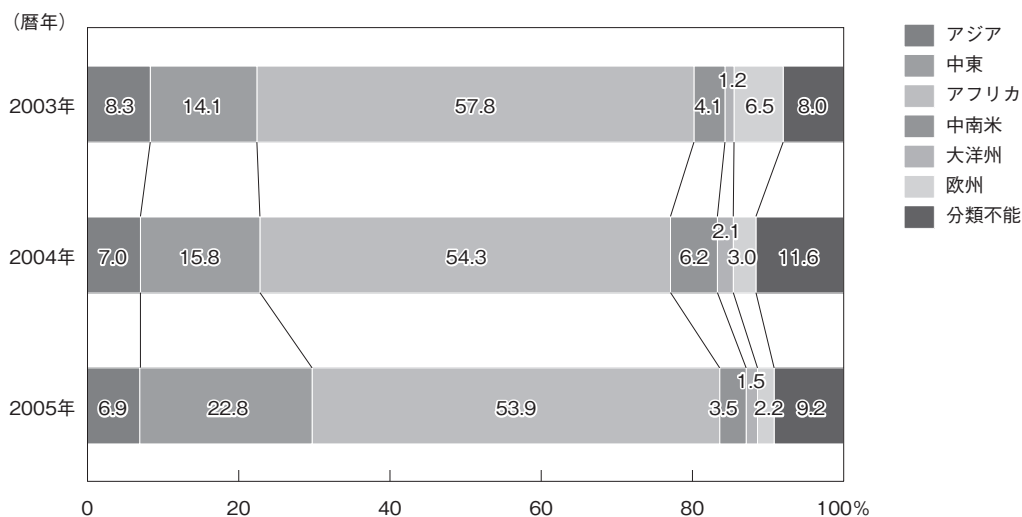


(1) 政府開発援助上位10か国

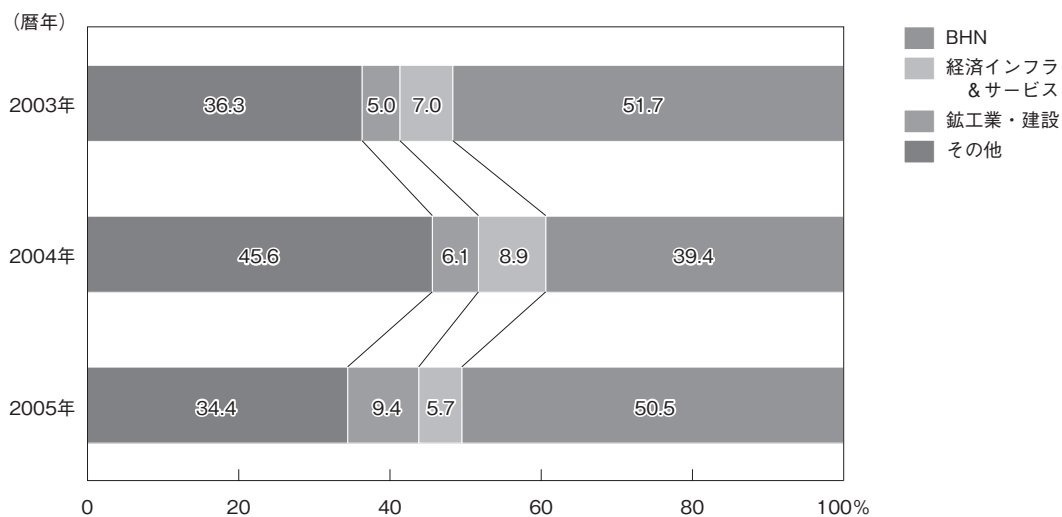
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	1,274.00	24.44	1	セネガル	509.77	9.16	1	ナイジェリア	1,436.09	19.84
2	カメルーン	290.59	5.57	2	マダガスカル	484.51	8.70	2	コンゴ共和国	1,014.33	14.01
3	セルビア・モンテネグロ	207.89	3.99	3	モロッコ	218.12	3.92	3	イラク	635.77	8.78
4	モロッコ	205.03	3.93	4	マイヨット	208.61	3.75	4	アルジェリア	255.00	3.52
5	マイヨット	166.05	3.19	5	ニジェール	195.80	3.52	5	マイヨット	201.87	2.79
6	ニジェール	155.92	2.99	6	アルジェリア	172.93	3.11	6	モロッコ	197.62	2.73
7	マダガスカル	128.14	2.46	7	チュニジア	141.38	2.54	7	チュニジア	182.32	2.52
8	アルジェリア	125.04	2.40	8	コンゴ民主共和国	134.68	2.42	8	セネガル	158.21	2.19
9	セネガル	119.50	2.29	9	カメルーン	129.13	2.32	9	中国	153.56	2.12
10	コートジボワール	116.47	2.23	10	タンザニア	119.95	2.15	10	トルコ	114.58	1.58
10位の合計		2,788.63	53.49	10位の合計		2,314.88	41.58	10位の合計		4,349.35	60.08
二国間援助合計		5,213.39	100.00	二国間援助合計		5,566.80	100.00	二国間援助合計		7,239.19	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



4 ドイツ

(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

[1] 2005年11月に成立したメルケル政権は、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と社会民主党(SPD)による大連立政権であり、同政権の基本政策は、政権発足時に合意された連立協定に明記されている。この中で「開発政策はドイツの外交政策の一部である」とされ、開発問題はドイツおよび欧州における平和と繁栄に直接影響するものとの認識が示されている。

[2] ドイツの政府開発援助政策の目標は、世界における貧困を削減し、平和を構築していくことにありとされており、この目標を具体的に定めたものとして「行動計画2015(Programme of Action 2015)」がある。これはシュレーダー前政権時代の2001年に閣議決定された文書であるが、ドイツ開発政策の目標を定めたものとして現政権にも引き継がれている。

[3] この「行動計画2015」では、開発途上国支援における具体的な優先課題として、①経済開発と社会的弱者の経済活動への参加促進、②食糧確保と農業改革の実現、③公正な貿易への参画促進、④債務の削減、⑤社会サービスの確保と弱者保護の強化、⑥資源と環境の保全、⑦人権擁護の実現、⑧ジェンダーへの配慮、⑨良い統治の実現、⑩「人間の安全保障」・軍縮の促進を通じての紛争の平和的解決—が挙げられている。

(ロ) 援助政策における特徴

[1] ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支持しており、2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに政府開発援助の対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている。2006年におけるドイツの政府開発援助実績は、米国、英国、日本、フランスに次いでDAC諸国中では第5位であり、対GNI比は0.36%で同13位となっている(DAC統計ベース:暫定値)。「0.7%目標」達成のためには、政府開発援助予算の拡大、債務削減への協力、革新的資金調達メカニズムの導入が課題であるとされている。

[2] 二国間援助と多国間援助の比率としては、伝統的に約3分の2が二国間援助、約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になっている(2004年は世界銀行への拠出が伸びたため、二国間援助51%、多国間援助49%となった)。

[3] また、近年における特徴の1つとして、二国間援助における重点化が挙げられる。これは、途上国の経済面・社会面・環境面並びに政治面を考慮し、「パートナー国」を選定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率化および効果向上を図るものである(2006～2007年では約70か国が選定されている)。こうした「パートナー国」においては、経済協力の重点セクターが少数(1～3程度)選ばれ、このセクターに独の支援(資金協力、技術協力、NGO支援等)を集中させるようになっている。なお、これら重点地域以外の途上国に対しては、二国間援助よりも国際機関経由の支援やEUによる支援が中心となっている。今後の方向性として、この「パートナー国」の総数をより少なくしていくことが目標とされている。

[4] 援助における重点セクターとしては、①民主主義・市民社会・公的セクターおよび人権の促進、②平和構築・紛争予防、③教育、④保健・家族計画・HIV/エイズ、⑤飲料水・水管理・排水・廃棄物処理、⑥食糧・農業、⑦環境・天然資源開発、⑧経済改革・市場経済促進、⑨エネルギー、⑩輸送・通信・都市開発—等が挙げられている。これらのセクターのいずれを重点分野とするかについては、途上国の経済面・社会面・環境面および政治面について検討し、ほかのドナーや国際機関の動向等も勘案して決定されることとなっている。

[5] 連邦政府以外に多くの機関・団体が開発援助に関与していることもドイツの援助政策の特徴であり、特にNGO、教会系諸団体、政党関係の財団および連邦各州(16州)は援助における重要なプレーヤーとなっている。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての経済協力開発省 (BMZ)

[1] 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済協力開発省 (BMZ) が所管しており、二国間援助 (資金協力、技術協力) および国際機関を通じた援助について同省 (定員約600名) を中心に調整が行われる。予算については、その大半がBMZに計上されているが、人道支援関連については外務省、国際開発金融機関関連の一部については財務省、その他所管事項の国際協力について各連邦省庁 (経済技術省、内務省、労働社会省等) がそれぞれの予算からの政府開発援助を実施する。各省庁による政府開発援助の実績についてのとりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツの政府開発援助実績がDACに報告されている。

[2] 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行うこととなっており、両省庁間では次官や局長クラスでの協議が行われるほか、日常的には関係部局間で連絡が行われている。また、途上国の現場での経済協力の実施については現地ドイツ大使館が調整しており、BMZからはドイツ在外公館に30名前後が出向している。

(ロ) 実施機関

[1] ドイツの援助政策におけるもう1つの特徴として、実施機関が相対的に多いことが指摘されており、実施機関の統合は、今後の大きな課題となっている。これらの実施機関の中でも中心となるのは、技術協力を担当する技術協力公社 (GTZ) と資金協力を担当する復興金融公庫 (KfW) であり、両機関の統合の可能性についても連邦議会も含めて国内関係者の間で議論が続いている。

[2] GTZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態をとっており、本部をフランクフルト近郊のエッシュボルンに置いている (本部の定員は約1,000名)。監査役会の議長はBMZ事務次官であり、GTZの事業予算のほとんどはドイツ連邦政府からの委託金であるが、GTZは国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。なお、GTZは67か国に在外事務所を有しており、現地ドイツ大使館と調整して技術協力を実施している。

[3] KfWは、復興金融公庫法に基づく公法人であり、

連邦および州がその所有者となっている。KfWは銀行グループの総称であり、政府開発援助事業 (資金協力) を実施しているのは、グループの中の「KfW開発銀行」 (本部はフランクフルトで定員約370名) であるが、政府開発援助の世界では同行を「KfW」と呼ぶことが多い。事業全般について監督する監査役会の正副議長は財務大臣と経済技術大臣であり (輪番制)、その他に外務大臣や各州首相等が委員に任命されている。KfWは、開発途上国等に28の在外事務所を有しており、GTZ同様、現地ドイツ大使館と調整しながら資金協力事業を実施している。

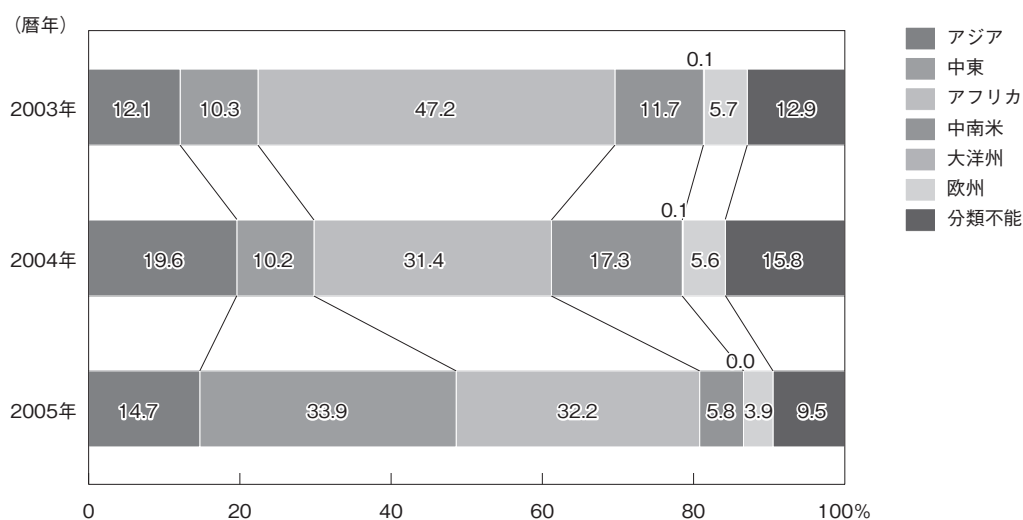
[4] 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、ドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。ドイツ外務省が予算計上している緊急・人道支援の大半がこれらドイツNGOを通じて実施されている。また、政府開発援助として計上される額としては小さいものの、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として連邦技術支援庁 (THW:内務省所管) がある。同庁はドイツ国内の自然災害への対応を本来の任務としているが、海外にも協力チームを派遣しており、日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている。

(1) 政府開発援助上位10か国

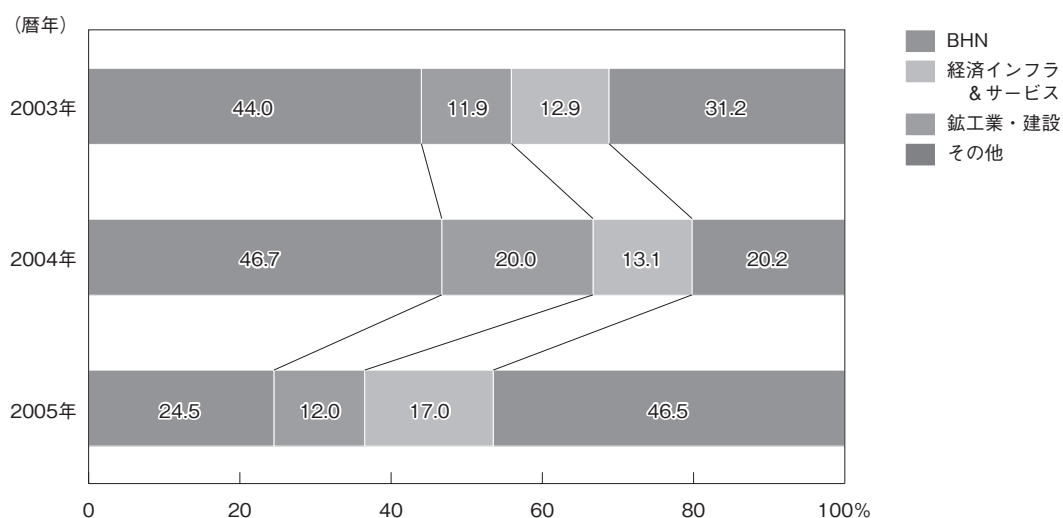
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	541.56	13.34	1	ニカラグア	278.02	7.27	1	イラク	2,019.74	27.12
2	カメルーン	349.17	8.60	2	中国	260.46	6.81	2	ナイジェリア	1,180.87	15.86
3	ザンビア	233.16	5.74	3	カメルーン	205.67	5.38	3	中国	255.11	3.43
4	中国	152.18	3.75	4	エチオピア	126.09	3.30	4	カメルーン	183.04	2.46
5	ニカラグア	128.63	3.17	5	エジプト	107.25	2.81	5	インドネシア	164.67	2.21
6	セルビア・モンテネグロ	116.75	2.88	6	セルビア・モンテネグロ	87.36	2.29	6	ザンビア	118.15	1.59
7	タンザニア	98.53	2.43	7	ボリビア	75.31	1.97	7	エジプト	109.18	1.47
8	エジプト	98.43	2.42	8	アフガニスタン	75.13	1.97	8	アフガニスタン	99.23	1.33
9	アフガニスタン	82.10	2.02	9	ベトナム	74.81	1.96	9	ベトナム	82.92	1.11
10	ネパール	63.05	1.55	10	ガーナ	65.56	1.72	10	ブラジル	76.98	1.03
10位の合計		1,863.56	45.90	10位の合計		1,355.66	35.46	10位の合計		4,289.89	57.61
二国間援助合計		4,059.86	100.00	二国間援助合計		3,822.61	100.00	二国間援助合計		7,446.79	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



5 オランダ

(1) 援助政策等

オランダは、外交政策の主要な目標8つを挙げており、特にその中の5つ（国際法秩序と人権の強化、安全・安定と人道支援、繁栄促進と貧困削減、人的発展と社会的発展、環境の保全・改善）が援助政策に密接なつながりを持っている。

援助政策の主要目的を貧困削減とし、ミレニアム開発目標（MDGs）を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGs達成に向けた2015年までの長期援助政策として以下の重点項目を掲げている。(ア)政策の統合性:援助政策と外交、政治対話、安全保障、貿易等のほかの政策との統合性を追求、(イ)地域アプローチ:国境をまたがる紛争や平和構築等においては、地域別の援助政策を実施。「アフリカの角」地域、アフリカ大湖地域、西バルカン地域が対象、(ウ)アフリカ重視:NEPAD、ECOWAS等の平和と開発のためのアフリカのイニシアティブを強く支援。オランダの援助予算の50%がアフリカ向け、(エ)民間部門の重要性:援助国および被援助国の市民社会、企業が果たす役割を重視。開発途上国の雇用の確保、産業・投資・輸出環境等を促進するプログラムを実施、(オ)一貫性:欧州連合の枠内で、援助政策と農業政策、貿易政策等の一貫性を追求し、開発途上国からの財・サービス等の国際市場へのより良いアクセスを促進する、(カ)主要テーマ:教育、HIV/エイズ対策、環境、水、リプロダクティブ・ヘルス。

オランダは、政府開発援助の対GNI比0.8%を政策目標として設定しており、昨年2006年の政府開発援助実績は、対GNI比0.81%、54億5,200万ドルで世界第6位の援助国となっている（DAC統計ベース:暫定値）。なお、0.8%のうちの0.1%は環境分野に拠出されている（2007年予算ベース）。

限られた資源をより有効に利用するとの観点から、長期的な援助の対象国を限定する政策をとり、現在は36か国（アフリカ16か国、アジア・中東11か国、ラテン・アメリカ5か国およびヨーロッパ4か国）をパートナー国として、人権および雇用・収入創出のための起業環境に注意を払いながら良い統治を目指すイニシアティブを支援するべく、二国間援助を実施している。パートナー国を選

ずる際には、(ア)オランダとの継続的な協力関係の有無、(イ)貧困の度合い、(ウ)パートナー国の政策と管理運営能力の質、(エ)オランダの援助の範囲とその付加価値、(オ)二国間関係におけるパートナー国の重要性・支援国グループの中でのオランダの立場—等々のオランダの外交政策が勘案される。

援助政策における主要テーマの1つである水・環境保護に関しては、この問題が貧困削減と表裏一体をなす関係にあるものとしてとらえ、36か国の援助パートナー国において、貧困削減と環境・水管理関連の活動の統合を進めている。2007年にはすべてのパートナー国においてこれが実現される見込みである。

さらに、これも主要テーマの1つであるHIV/エイズに関しては、新薬開発のインセンティブが必要であるとの問題意識から、2006年から、HIV/エイズ、マラリア、結核等新薬の研究開発への政府開発援助支出のための新たな「官民パートナーシップ」補助金制度が立ち上げられた。2006年から2009年にかけ、計6,000万ユーロが拠出される。

(2) 実施体制

オランダでは外務省が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策専任の開発協力大臣ポストが設置されている。

政府開発援助予算の全体の約90%は外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。教育・経済関連等の他省が持つ小規模な政府開発援助予算に関しては各省の裁量に任されているが、他省庁にまたがる複雑な、特に貿易に関する援助政策に関しては、外務省国際協力局にある「Coherence Unit」が省庁間の調整役を果たしている。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる他省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

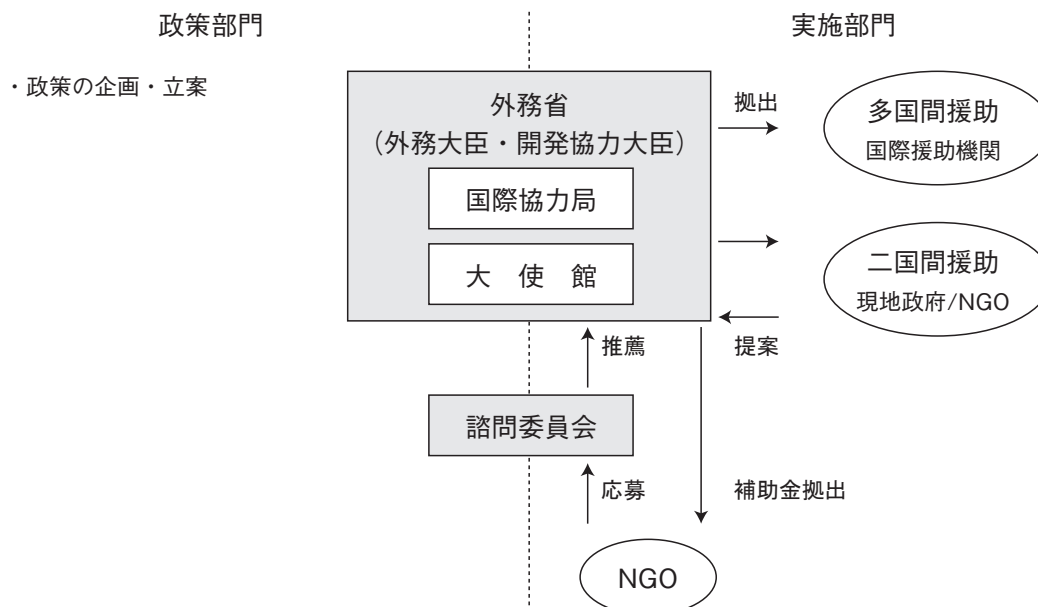
現在、外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数は約1,560人（2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数）である。同省では国際協力局が援助政策の大枠を

策定する中心的役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画プランの作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は同省へ事業提案を行う。

援助実施は3つの主要な形態、二国間援助（多くがセクター別支援、すべて贈与）、多国間援助（世界銀行・国連等の国際機関）、民間機関（企業・NGO）への補助金交付を通じて行われている。オランダは、独自の開発援助実施機関を持たないこともあり、NGOへの補助金（共同出資プログラム）を通じての協力が盛んである。2007年～2010年の間に総額21億ユーロがNGO

への補助金として支出される予定である。開発協力大臣により任命された独立の専門家からなる諮問委員会は、2007年～2010年の間の事業としてオランダのNGOから提出された114案件を審査し、約半数が承認された。NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、上下関係は存在せず、監督・指導という関係にはないが、年に1度共同出資プログラムに参加する大・中規模のNGO組織の代表が集まり、開発援助の現状、プログラムの進行状況につき外務省と情報交換を行う。今後は事業報告書の提出のみならず、年に1度プログラムのモニタリングも行われる予定である。

援助実施体制図

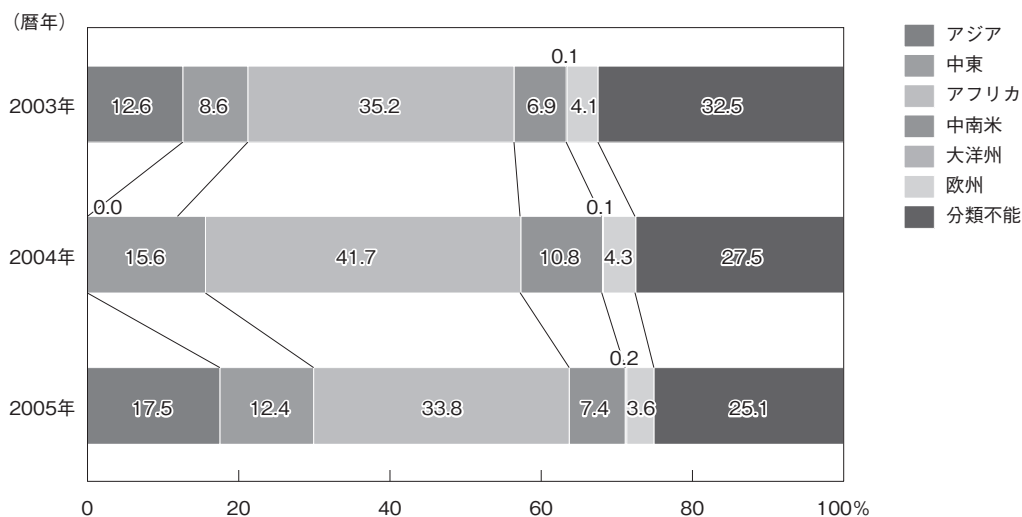


(1) 政府開発援助上位10か国

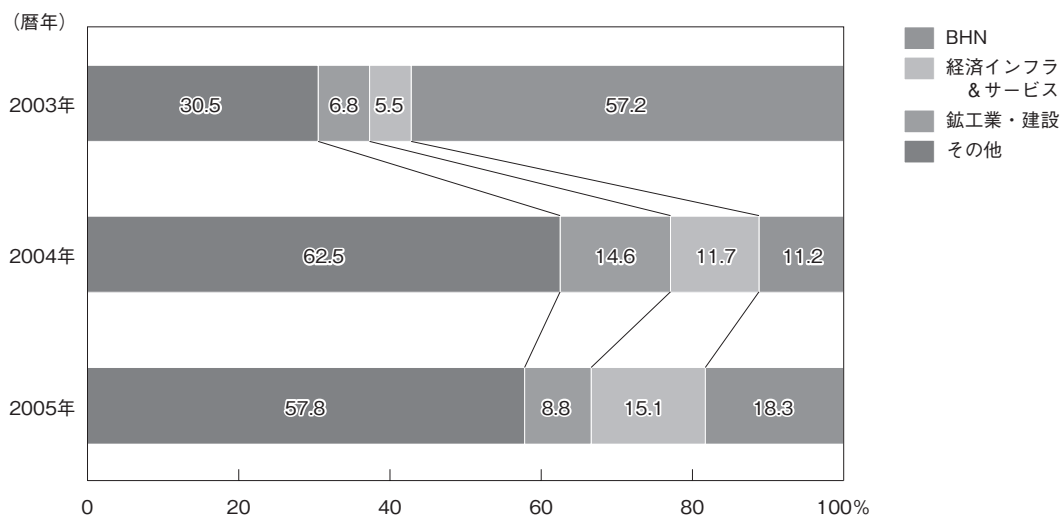
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	220.55	7.80	1	ガーナ	152.58	5.71	1	ナイジェリア	201.96	5.48
2	タンザニア	95.75	3.38	2	イラク	140.80	5.27	2	インドネシア	175.99	4.78
3	アフガニスタン	77.37	2.73	3	タンザニア	117.62	4.40	3	スーダン	154.77	4.20
4	インドネシア	76.89	2.72	4	スーダン	97.61	3.66	4	イラク	120.50	3.27
5	イラク	73.27	2.59	5	アフガニスタン	90.31	3.38	5	タンザニア	90.23	2.45
6	ガーナ	65.81	2.33	6	ウガンダ	70.92	2.66	6	ウガンダ	80.12	2.18
7	ウガンダ	57.77	2.04	7	バングラデシュ	65.23	2.44	7	アフガニスタン	79.09	2.15
8	バングラデシュ	57.45	2.03	8	マリ	64.14	2.40	8	インド	72.81	1.98
9	エチオピア	57.23	2.02	9	コンゴ民主共和国	58.75	2.20	9	ガーナ	70.49	1.91
10	ボリビア	50.32	1.78	10	エチオピア	57.52	2.15	10	マリ	65.83	1.79
10位の合計		832.41	29.42	10位の合計		915.48	34.28	10位の合計		1,111.79	30.19
二国間援助合計		2,829.28	100.00	二国間援助合計		2,670.27	100.00	二国間援助合計		3,682.71	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



6 スウェーデン

(1) 援助政策等

スウェーデン国会は2003年12月、政府が提出した「共有責任:全地球的発展のためのスウェーデンの政策(PGD)」を全会一致で承認した。PGDは、公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とすることとしている。この中では、PGDの目標達成に向け、通商、農業、環境、安全保障、移民、経済等の各分野の政策における一貫性を確保することの重要性を強調し、(ア)人権の尊重、(イ)民主主義および良い統治、(ウ)男女共同参画、(エ)天然資源の維持可能な使用・環境保護、(オ)経済成長、(カ)社会開発・社会保障、(キ)紛争防止・解決、(ク)国際公共財の各主要構成要素に関連した活動を強化することとしている。開発協力は、全地球的発展のための、特に最貧国に焦点を当てた主要な手段として位置付けられ、貧困撲滅のための自助努力を支える環境への貢献を目的とし、被援助国自身の戦略および優先度に基づいた援助を目指している。

スウェーデンの開発協力における二国間援助と国際機関を通じた援助の比率は、1980年代以降、おおむね7対3で推移してきている。国際機関を通じた援助においては、1980年代までUNDPおよびUNICEFに対する援助が国際機関に対する援助の過半を占めてきたが、最近では難民支援に力を入れており、UNHCRに対する援助の占める割合が累増している。また、贈与比率は99%以上であり、アンタイドを原則としている。

スウェーデンの開発援助は、1860年代のエチオピアへのキリスト教伝道師派遣を起源とし、1952年に政府とNGOが共同委員会を創設して本格的に開始された。その歴史的背景から、開発援助においてNGOの果たす役割は大きく、二国間援助の約8%がNGO向けに拠出されている。

スウェーデン政府は1996年、財政再建のため1997年度以降の3年間、開発協力予算を対GNI比0.7%の水準まで引き下げることを決定したが、その後の財政状況の回復を受け、対GNI比1%を開発協力を割り当てることを目標としつつ、2000年度～2005年度の間に、開発協力予算を140億スウェーデン・クローネ(SEK:1SEKは

約18円)から237億SEKに増額した。この目標は、2006年10月に新政権に移行した後も継続され、2007年度予算では267億SEKを計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2005年のスウェーデンの政府開発援助実績(DAC統計ベース:暫定値)は、33億6,200万ドル(対GNI比0.94%)、対前年比23.5%増であった。

2007年の開発協力予算における主要な分野は、(ア)民主主義・人権、(イ)治安と開発、(ウ)経済成長、(エ)環境の持続的な発展、(オ)貿易と開発、(カ)HIV/エイズ、(キ)男女平等—となっており、全予算の60%に当たる159億SEKがスウェーデン国際開発協力庁(Sida)を通じて拠出される。

地域別では、長年にわたりアフリカに重点が置かれ、Sidaの予算の31%がアフリカに向けられている。対アフリカ援助は、特に、深刻な貧困状況にある国や紛争終結後の国を対象とし、経済成長を促進することにより、貧困の削減に資することを基本原則としつつ、教育、保健分野への拠出のほか、民主的な社会発展、良い統治などが重要な分野とされている。また、近年、HIV/エイズ対策についてもますます重視されている。アフリカでは、紛争、危機管理、民主主義、人権、環境、良い統治、HIV/エイズ、移民等様々な分野において国境を越えた問題を生じている状況にかんがみ、地域協力を重点が当てられている。

アジアは、アフリカに次いで、Sidaの予算の11%が割り当てられ、主要な援助国は、ベトナム、アフガニスタン、バングラデシュなどとなっている。援助の主要な分野は、アジア地域における女性、児童および少数民族の権利保障の状況、女性や児童の人身取引の現状などを問題とし、民主的発展と人権の尊重を重要な分野としているほか、アジアにおける環境問題の増加にかんがみ、環境課題が重視されている。また、良い統治、HIV/エイズ、平和の促進、紛争防止も重点事項とされている。

環境・気候変動の分野については、前述のとおり、スウェーデンの開発協力の基本政策となるPGDにおいて、天然資源の維持可能な使用・環境保護に関連した活動を強化することとされているところ、Sidaでは、開発

援助において、温室ガスの発散を削減するための取組により、温室効果の悪化を防止することを目的とし、すべてのプロジェクトにおいて環境に与える影響を分析し、これを考慮することとしている。環境・気候変動に配慮した取組の具体例としては、教育プログラムにおける「天然資源の維持可能な使用・環境保護」の視点・課題の導入、自然災害の防止および貧困者への影響の緩和に関する被援助国の能力強化、クリーンなエネルギーの開発等に関する支援、新たな耕作方法の開発や有機農業の促進支援、水資源を最大限に利用する手法の開発・改善等が挙げられる。環境・気候変動関連プロジェクトには、おおむね20億SEK(2006年)が拠出されている。

(2) 実施体制

援助の担当大臣は、国際開発協力担当大臣(外務大臣とは別の開発協力担当の大臣)であり、これを外務副大臣(国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および全地球安全保障局(人道支援等)が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開

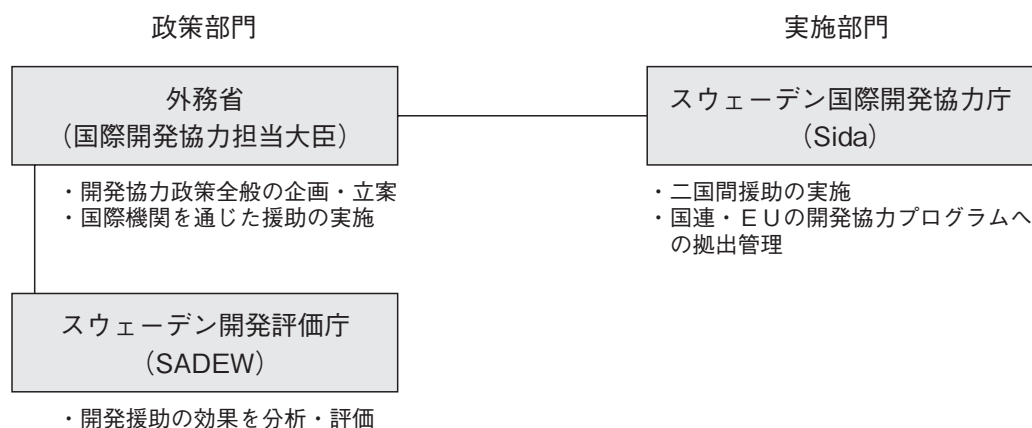
発政策局等が行う。

援助の実施は、外務省多国間開発協力局(国際機関を担当、職員数約35人)等およびスウェーデン国際開発協力庁(Sida:二国間援助を担当、同812人(国内624人、海外188人))が行う。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作成・提案し、外務省が承認する。現在、約50の国別援助戦略が存在するが、それぞれ被援助国との協力関係を多様な観点から検討し、一定期間内にスウェーデンが関与すべき事項が示されている。

スウェーデンの約300ある中小の開発援助関係NGOは、13の大規模開発援助関係NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、「アンブレラ組織」等と称される大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

なお、援助評価については、2006年にスウェーデン開発評価庁(SADEW)が外庁として新たに設立され、Sidaが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価し、政策立案者にフィードバックすることとされている。

援助実施体制図

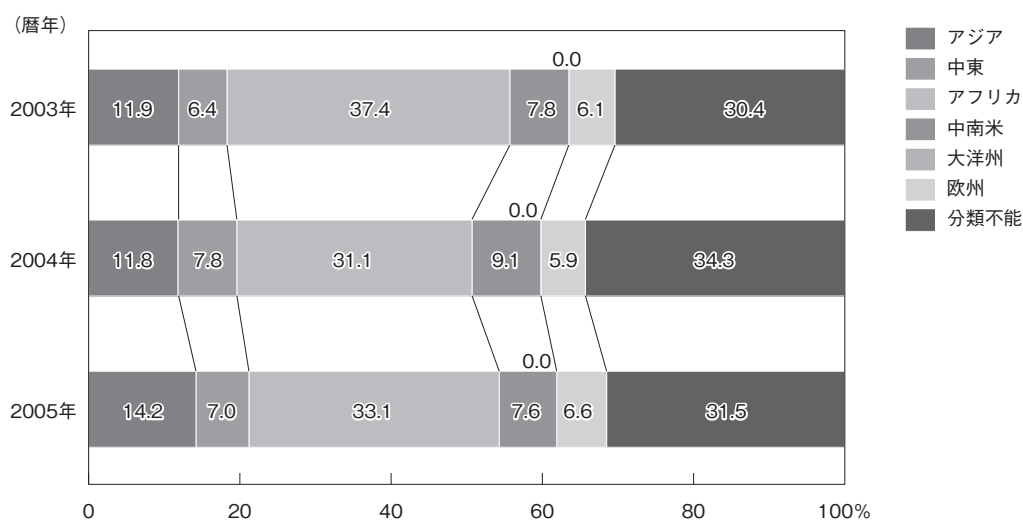


(1) 政府開発援助上位10か国

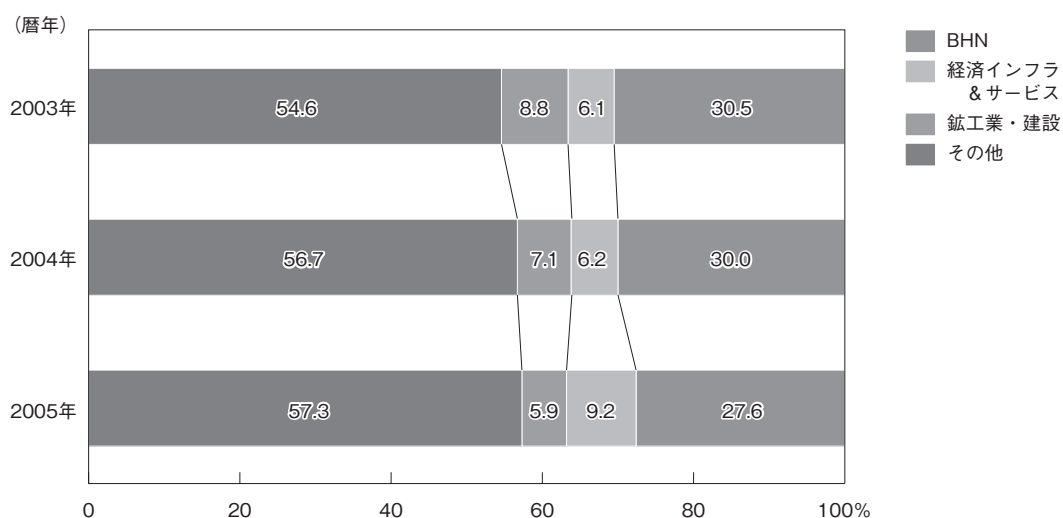
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	170.97	9.61	1	タンザニア	83.64	4.03	1	タンザニア	91.81	4.07
2	タンザニア	66.18	3.72	2	モザンビーク	67.92	3.27	2	モザンビーク	79.25	3.51
3	モザンビーク	56.53	3.18	3	アフガニスタン	55.68	2.68	3	エチオピア	68.37	3.03
4	アフガニスタン	41.88	2.35	4	エチオピア	50.76	2.45	4	スリランカ	51.72	2.29
5	ニカラグア	35.92	2.02	5	ウガンダ	42.74	2.06	5	ウガンダ	47.93	2.12
6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	35.40	1.99	6	ニカラグア	41.10	1.98	6	ボスニア・ヘルツェゴビナ	46.88	2.08
7	パレスチナ自治地域	35.18	1.98	7	セルビア・モンテネグロ	39.43	1.90	7	スーダン	45.49	2.02
8	バングラデシュ	35.06	1.97	8	パレスチナ自治地域	39.41	1.90	8	アフガニスタン	44.22	1.96
9	セルビア・モンテネグロ	34.87	1.96	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	34.08	1.64	9	ケニア	42.12	1.87
10	ウガンダ	32.92	1.85	10	ケニア	29.92	1.44	10	ベトナム	41.93	1.86
10位の合計		544.91	30.62	10位の合計		484.68	23.35	10位の合計		559.72	24.81
二国間援助合計		1,779.36	100.00	二国間援助合計		2,075.78	100.00	二国間援助合計		2,255.90	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



7 カナダ

(1) 援助政策等

(イ) 基本の方針

[1] ハーパー保守党政権は、2006年2月発足後、援助政策については目立った変更や動きを見せず、しばらく2005年4月に旧自由党政権が発表した「対外政策に関する基本方針 (IPS:International Policy Statement)」を、その名称は使用することなく事実上継承する形となっていた。

IPSの開発分野部分は、限られた予算・資源の戦略的投入により援助効果を最大化すべく重点対象国と重点分野を明示した。二国間援助の3分の2を25か国に集中させるとし、貧困度、被援助国の援助活用能力、カナダによる現行援助の規模の3つをその選定基準として掲げ、自由党のアフリカ重視姿勢を反映し、25か国中14か国がアフリカから選定された。それ以外の国については、二国間援助を徐々に終了させ国際機関やNGOを通じた支援に一本化していくが、^{はたん}破綻国・脆弱国(イラク、ハイチ、アフガニスタン、スーダン等)や、近隣諸国やカナダにとって外交的・戦略的重要性を有する国、ないし中東欧諸国等の移行国に対しては、援助を継続するとしていた。

[2] しかし政権交代から1年以上が経過した2007年3月、ハーパー首相は議会に上程した予算において、①援助対象国を外交目的と整合するように更に絞り、カナダが関心を有するコアとなる国においてトップ5の援助国となることを目指す、②集中性、効率性、説明責任の三大要素の強化も基づき、更に成果重視を進める一との保守党の援助の基本方針を示した。

アフガニスタン、ハイチ等の脆弱国・地域における平和構築、中でも、カナダ軍を派遣し多くの死傷者を出しているアフガニスタンは、現政権の最優先事項であり、その復興・開発支援は、同国に対する3D援助アプローチ(外交・安全保障・開発)の一要素として、本年度予算にて特記されている。またハーパー首相は米州も援助対象地域として重視していく方針を示しており、アフリカからラテン・アメ

リカ、カリブ海諸国への援助焦点のシフトと見られている。

現在IPSに明記された重点対象25か国の見直しが行われており、年末までには、更に焦点を絞りより少数の国が重点国として閣議決定されるといわれている。新しい重点国から外れた国に対しては、即時に援助をストップするのではなく、継続中の案件は継続しつつ新規案件はなくして徐々に援助を撤収するといわれている。

(ロ) 重点分野

[1] IPSがミレニアム開発目標(MDGs)を指針として指定した5分野(「良い統治」、「保健(HIV/エイズに重点)」、「基礎教育」、「民間セクター開発」、「環境の持続可能性」)と横断的テーマとして「ジェンダー」が現政権下においても継続されている。

[2] 「統治」に関しては、2006年10月にCIDAに民主的統治事務局を設置し、自由と民主主義、人権、法の支配、透明な公共機関などの推進に注力している。

[3] 気候変動問題は「環境の持続可能性」の重点要素の1つで、旧政権下においては主にカナダ気候変動開発基金を通じて支援が実施されていた。しかし、現政権は本件が国民の最大懸念事項として脚光を浴び始めた2006年末まで温暖化否定・経済成長優先の立場をとっていたため、現在に至るまで、同基金の存続を含め気候変動に係る援助方針は不透明である。

(ハ) 実績・予算等

[1] 2005年のカナダの援助実績は37億ドル、対GNI比0.34%(DAC統計ベース:確定値)であった。

[2] 援助予算は行財政改革の影響で1990年代を通じて削減傾向にあり、政府開発援助の対GNI比も1986年度に0.5%でピークに達して以来下降の一途をたどり、2001年度には0.27%まで落ち込んだ。そのため、旧自由党政権は2002年3月に国際援助を毎年少なくとも8%増額し2010年までに2001年比で倍増すると発表したほか、2005年度

予算において2008年度までにアフリカ支援を2003年度比で倍増する等、改善姿勢を表明した。

[3] これらの予算増大の意図は現政権も基本的に継承しているが、アフリカ支援については、旧政権による2005年度予算では2003年度援助支出を14億カナダ・ドルと試算し2008年度までの目標額をその倍額の28億カナダ・ドルとしていたが、その後実際2003年度支出が10.5億カナダ・ドルに修正されたため、現政権は2007年サミットにて28億カナダ・ドルではなく21億カナダ・ドルを倍増目標額に掲げ、約束不履行との批判を浴びた。

[4] なお、カナダは1970年に表明した国連目標である対GNI比0.7%の達成期限を設定していないことで批判されてきたが、これについては現政権もこれまで同様未設定の立場をとっている。

(二) 援助形態

一部国際金融機関向けプロジェクトを除き全額無償（資金協力と技術協力）であり、有償資金協力は1986年以降実施していない。債務救済問題に関しては債権国の中でも積極的な姿勢をとっており、多国間債務の救済を目的として1996年に世界銀行・IMFの提案で導入された重債務貧困国（HIPC）イニシアティブ、パリクラブを通じた二国間債務救済、さらにはHIPCプロセスの完了時点に到達した国（後に該当条件を緩和）の二国間債務を全額解消すべく1999年にカナダがほかの債権国に先駆け立ち上げたカナダ債務イニシアティブの3つのアプローチを活用している。

(2) 実施体制

(イ) 政府開発援助は、在外公館を通じた小規模援助を対象とするローカル・イニシアティブ基金も含め、国際協力大臣の管轄下にあるカナダ国際開発庁（CIDA <http://www.acdi-cida.gc.ca/index-e.htm>）が中心となり実施しており、政府開発援助予算全体の約4分の3を計上している。そ

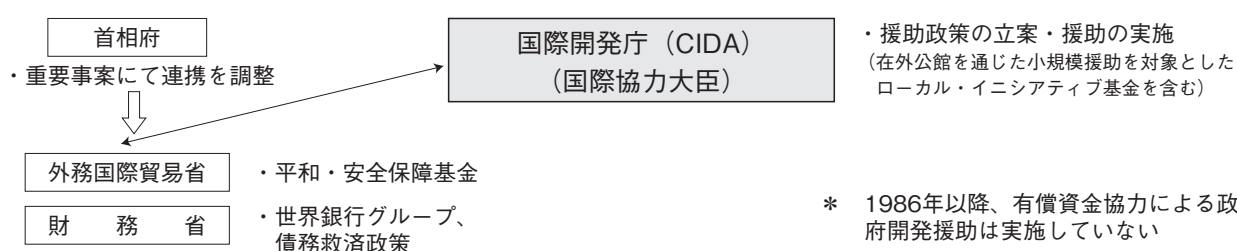
の他の機関としては、世界銀行グループを管轄するとともに債務救済政策を主導する財務省（10%）、危機国における支援事業の中で国防省やCIDAの管轄外となるものを対象とする平和・安全保障基金（GPSF: Global Peace and Security Fund）を主管する外務国際貿易省（8%）、および主に開発途上国における調査研究活動を支援すべく特別法に基づき設置された公益法人であるカナダ国際開発研究センター（4%を直接計上）の3つがある。なお、政府開発援助予算の議会に対する説明責任は、年次報告書を通じて一括してCIDAが負っているほか、CIDAは毎年『歳出案詳細（Estimates）』を議会に提出している。

(ロ) CIDAの職員数は、2007年3月末現在で1,852人（昨年比14人減）、うち在外勤務は132人（7人増）である。以前から、本部勤務者の割合が高すぎるとの批判があったが、2007年6月にCIDA長官が効率性向上に向け大幅な組織改革を発表したことを受け、重点対象国25か国における在外勤務職員の増員が決定された。

(ハ) 在外勤務の場合、通常はCIDA独自の在外事務所を設置するのではなく、在外公館に1～2名のアタッシュを派遣する形で対応している。また、現場における支援事業実施の主体はNGOであり、二国間援助の大部分を受注し実施するほか、NGOパートナーシップによる補助金事業等も行っている。しかし、現在、NGOとの二重体制を見直し、より透明な制度を構築すべく検討が行われている。

(ニ) 援助政策の立案や支援実施の決定に関しては、CIDAが外務国際貿易省をはじめ関係省庁と協議しつつ行っていたが、近年は、国際的に重要な事案（例：インド洋津波やパキスタン等大地震等の大規模自然災害、アフガニスタンやハイチ等の復興支援等）に関しては首相府の調整の下、外務省とCIDAが連携して企画立案に当たっている。

援助実施体制図

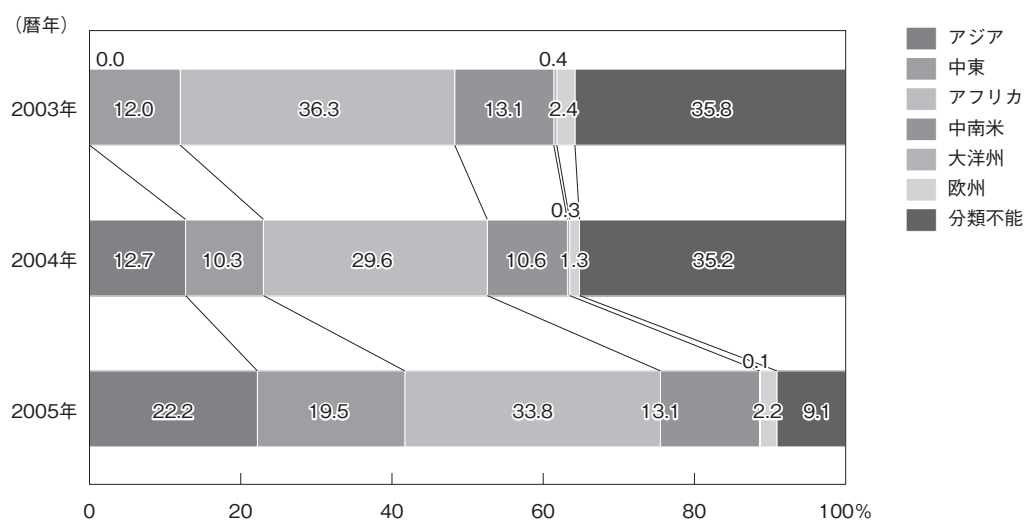


(1) 政府開発援助上位10か国

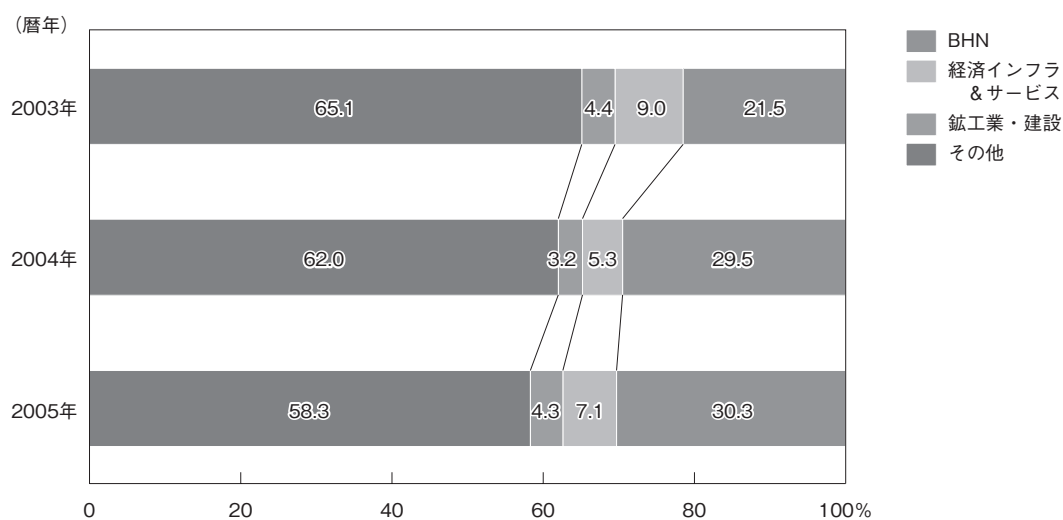
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	74.49	5.53	1	イ ラ ク	71.99	3.62	1	イ ラ ク	385.53	13.61
2	アフガニスタン	73.13	5.43	2	エ チ オ ピ ア	59.48	2.99	2	インドネシア	95.89	3.38
3	イ ラ ク	47.86	3.55	3	アフガニスタン	56.24	2.82	3	アフガニスタン	89.47	3.16
4	バングラデシュ	38.42	2.85	4	バングラデシュ	48.92	2.46	4	ハ イ チ	81.70	2.88
5	エ チ オ ピ ア	38.02	2.82	5	ガ ー ナ	48.54	2.44	5	エ チ オ ピ ア	64.93	2.29
6	タンザニア	34.33	2.55	6	マ リ	44.14	2.22	6	モザンビーク	56.19	1.98
7	中 国	28.44	2.11	7	カメルーン	43.19	2.17	7	ガ ー ナ	51.73	1.83
8	モザンビーク	26.70	1.98	8	ハ イ チ	37.35	1.88	8	パキスタン	51.08	1.80
9	マ リ	25.20	1.87	9	中 国	34.91	1.75	9	バングラデシュ	50.75	1.79
10	ベトナム	23.23	1.72	10	インド	33.56	1.69	10	ザンビア	49.70	1.75
10位の合計		409.82	30.41	10位の合計		478.32	24.02	10位の合計		976.97	34.49
二国間援助合計		1,347.61	100.00	二国間援助合計		1,991.04	100.00	二国間援助合計		2,832.83	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



8 イタリア

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

イタリアの政府開発援助基本法(1987年法律第49号)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的發展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的發展を目指す(第2条)」としている。

さらに、1995年に策定された経済開発協力指針は、国際社会との協調を前面に掲げ、政治、経済、人道的な側面から、[1]対最貧国援助、[2]イタリアの安全保障に直接影響し得る途上国の安定強化、[3]地球規模問題解決、[4]貧困撲滅、[5]経済改革、特に、市場経済化、経済の自由化支援、[6]人道支援—を政策目標としている。

以後、右指針に代わる政策文書は策定されていないが、現在、イタリア外務省は、開発協力の優先課題として、人間の生命と尊厳の保護、および、世界経済の相互依存強化と市場拡大・自由化を通じた成長利益の分配を挙げている。そこでは、政府開発援助は、経済、安全保障、文化等のほかの外交努力と併せて世界におけるイタリアの役割とイメージを確立するものと位置付けられている。

(ロ) 援助規模

2006年の政府開発援助実績は36億7,200万ドルとなる見込みで、対前年比で実質27.9%減。また、政府開発援助の対GNI比も前年から0.9%減少し0.2%となる。

(ハ) 対象分野・実施方針

イタリア政府は、G8サミットの結果を受け、サブ・サハラ・アフリカを最優先支援地域とし、同時に南東欧、中東、中南米への支援も継続する。国別ではアフガニスタン、レバノン、スーダンを重視している。分野としては国連ミレニアム開発目標(MDGs)達成にコミットしており、女性の役割向上、保健、農業、環境を優先分野とする。

特に、債務救済については、拡大HIPCイニシアティ

ブの実施に積極的に取り組み、1991年から2000年の間に32億7,600万ユーロを、2000年から2007年までに81億3,600万ユーロの債務免除を行った。また、世界エイズ・結核・マラリア対策基金に対しては、2005年までに3億8,000万ユーロを拠出して主要な拠出国となっており、2006年、2007年に年間1億3,000万ユーロずつ追加拠出する予定である。

イタリア政府は、援助実施に当たっての指導的原則として、[1]「良い統治」、[2]市場開放、投資促進、債務の持続性等を含めた各種政策の整合性、[3]重複を避けるためのドナー間の調整、[4]保健、教育、人材育成等々の分野別援助の相互補完性、さらに中央政府以外の実施主体による援助をも重視する立場から、[5]様々な援助主体(NGO、地方自治体、民間企業、大学)間の協力・協調—を掲げている。なお、2007年予算ではNGO支援に1億ユーロが計上されており、233案件を支援する見通しである。

(2) 実施体制

実施体制は1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償、無償・技術協力、食糧援助、文化・教育関係)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国际金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の3分の2を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整メカニズムとしては、外務大臣が主催する経済開発協力運営委員会があり、100万ユーロ以上の援助案件は同委員会が審査し実施の可否を決定する。

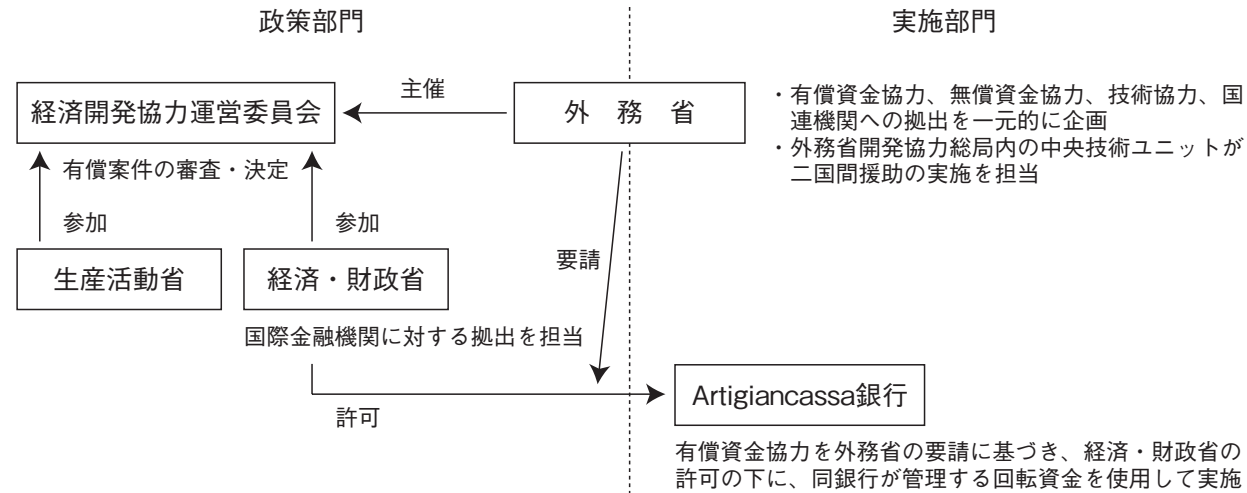
外務省開発協力総局は13課2室(中央技術ユニットおよび評価ユニット)から構成され、職員数は462名(2007年7月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに60名の経済協力専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために、中央技術ユニットの在外部門(在外技術ユニット)が19か国の在外公館内に設置されている。在外技

術ユニットが設置されていない国では、現地大使館員が本国外務省内の専門家の支援を受けつつ、実施を担当する。

有償資金協力に関する借款契約締結、貸付実行、

回収業務は、かつては政府機関の中期信用金庫が外務省の指示の下でこれを行っていたが、1997年に入札制度が導入され、民間銀行がこれらの業務を行っている。

援助実施体制図

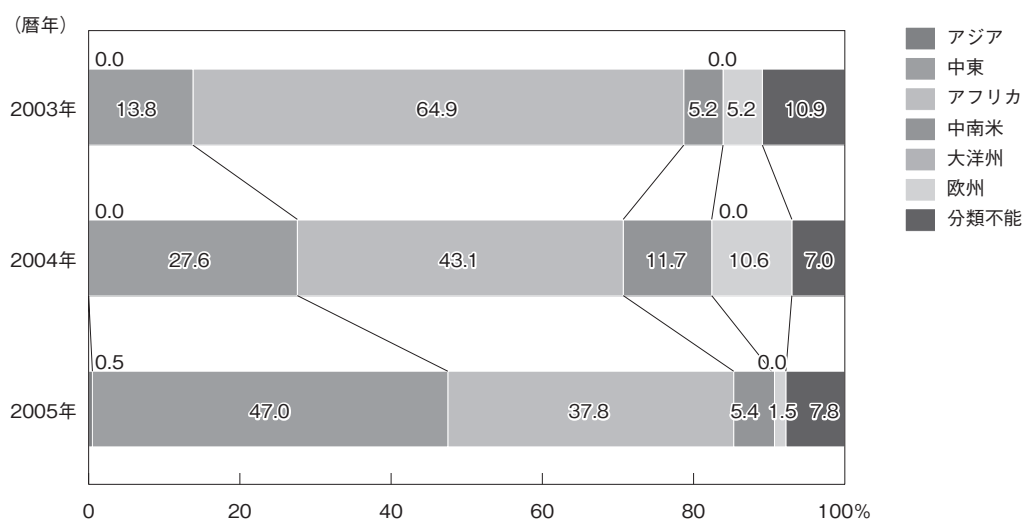


(1) 政府開発援助上位10か国

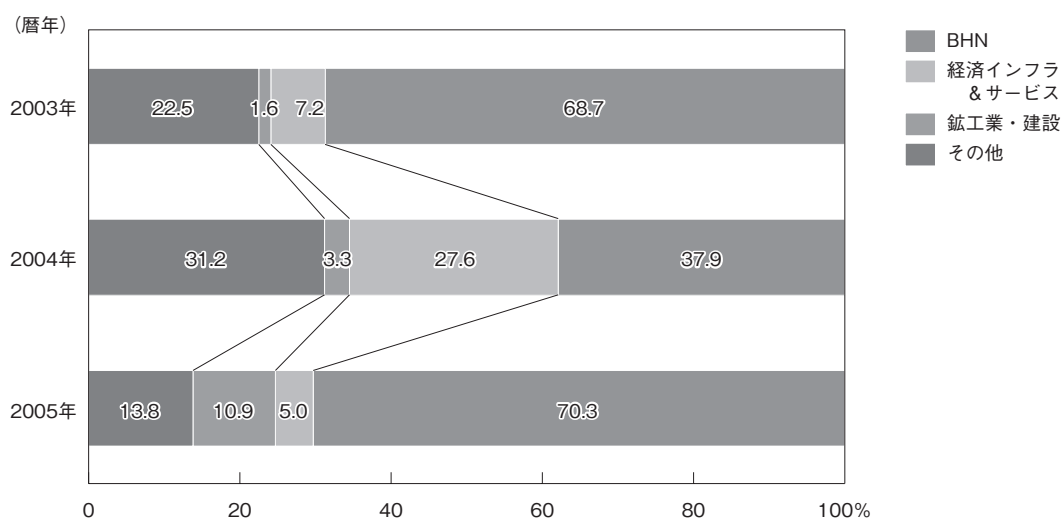
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国 名	2003年		順位	国 名	2004年		順位	国 名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	コンゴ民主共和国	428.98	40.42	1	コートジボワール	49.73	7.06	1	イ ラ ク	953.71	42.02
2	ギニアビサウ	70.10	6.61	2	マダガスカル	43.31	6.15	2	ナイジェリア	529.62	23.34
3	エチオピア	47.57	4.48	3	アフガニスタン	37.31	5.30	3	エチオピア	86.93	3.83
4	ニカラグア	45.87	4.32	4	アルジェリア	29.69	4.22	4	ニカラグア	80.96	3.57
5	パレスチナ自治地域	38.39	3.62	5	イ ラ ク	28.73	4.08	5	コンゴ共和国	61.24	2.70
6	アフガニスタン	38.16	3.60	6	モザンビーク	26.99	3.83	6	マダガスカル	51.00	2.25
7	アンゴラ	28.07	2.64	7	シエラレオネ	24.93	3.54	7	モロッコ	39.43	1.74
8	ザンビア	27.46	2.59	8	コンゴ民主共和国	23.80	3.38	8	アフガニスタン	27.39	1.21
9	モロッコ	21.94	2.07	9	チュニジア	20.00	2.84	9	エリトリア	25.00	1.10
10	アルバニア	20.80	1.96	10	ホンジュラス	19.62	2.79	10	ホンジュラス	23.51	1.04
10位の合計		767.34	72.30	10位の合計		304.11	43.19	10位の合計		1,878.79	82.78
二国間援助合計		1,061.27	100.00	二国間援助合計		704.17	100.00	二国間援助合計		2,269.54	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



(1) 援助政策等

ノルウェーは、2002年の開発援助開始50周年に際し、今後のノルウェーの開発援助に対する取組の基本的な姿勢を示すものとして、同年3月に「貧困削減に関する行動計画」を発表した。本行動計画の中で、ノルウェーは、2015年までに世界の貧困を削減するというMDGs達成のため、政府開発援助の大幅な増額、具体的には2005年までに援助額の対GNI比率を1%まで引き上げることが目標に掲げている(注 前政権時以来の目標であり、現ストルンテンベルグ政権(2005年10月～)も踏襲しているが未達成)。また、資金援助のみでは、貧困から抜け出すことはできないとの認識の下で、持続的な経済成長を達成するための多国間貿易システムおよび債務救済策の向上、投資に関する法制度の確立、途上国産品の市場アクセスの向上等が必要であるとしている。さらに、貧困撲滅および開発の前提として、平和と生命および財産の安全が保障されていることが必要不可欠であり、このため紛争の解決および予防に努力するとともに、紛争終結後の移行期における市民の利益保護、人権の促進にも引き続き尽力するとしている。

ノルウェーは開発援助の実施に当たり、現政権は、(ア)「平和構築、人権および人道」、(イ)「女性、男女共同参画」、(ウ)「環境および持続的開発」、(エ)「統治の改善および腐敗対策」、(オ)「石油・エネルギー分野」を優先分野として掲げ、援助予算を優先的に配分している。また2007年予算ではこれらに加えて、特に「幼児死亡率削減」の取組を強化するとともに、「アフリカ援助」強化として(ア)～(オ)の優先分野のアフリカ向け予算を倍増することとしている。(ウ)の「環境」については、貧困撲滅と世界の開発問題解決のためには環境問題の解決が必要であり、かつノルウェーがこの点で世界をリードしたいとして、2006年6月に、今後10年間のノルウェーの環境に係る開発援助の方向性を示した「環境開発行動計画」を策定、その中で[1]生物多様性および天然資源、[2]水と衛生・水資源管理、[3]気候変動問題およびクリーン・エネルギー、[4]危険物質の4つを優先事項として掲げている。また、石油生産国のノルウェーとして

は、自らの経験に基づき、優先分野(エ)および(オ)を組み合わせた「開発のための石油(Oil for Development)イニシアティブ」と銘打った援助方針を構築、天然資源を保有する開発途上国において、国の資産である石油を中心とする天然資源からの収入を国の貧困対策資金に充てる等国民の利益とするよう、資源収入の適切な管理・運用システムを構築するための支援に力を入れている。この一環として、ノルウェーは2006年10月に「採取産業の透明性イニシアティブ(EITI)」第3回の総会を主催するとともに、ノルウェー政府の誘致により現在英国にあるEITIの国際事務局が2007年9月に首都オスロに移されることとなっている。

ノルウェー資金援助は、すべてがアタイド、かつそのほとんどが無償援助である。また援助政策の基本原則は、具体的援助活動は相手国が何に重点を置いているかを念頭に行われ、ノルウェーからの援助資金の使い方を相手国にすべて任すこととなっている。これは、援助供与国がノルウェーだけとは限らない援助相手国の行政負担を減らすことにつながり、また限られた資金を有効活用する手段となっている。

ノルウェーの政府開発援助予算は、2004年の150億ノルウェー・クローネ(NOK)、2005年166億NOK、2006年185億NOKと毎年拡大を続けており、2007年予算でも、208億NOKと大幅な増加(前年比約112%)が行われ、予算上対GNI比は0.97%となる。援助実績では、2004年150億NOK、2005年180億NOK、2006年187億NOKで、それぞれ予算額を上回っているが、GNI比では予想以上の経済成長を背景に2005年は0.93%、2006年は0.88%となっている。

ノルウェーの政府開発援助は伝統的に国際機関、特に国連を通じた援助を重視しており、2005年の実績値で、179億NOKのうち、国際機関への一般的拠出は51億NOK(29%)、国際機関を通じた二国間援助は41億NOK(23%)、直接の二国間援助は79億NOK(44%)となっている。

二国間援助の対象地域を見ると、2005年実績においては、アフリカ地域が最大の援助先として全体の39%を占める。次いでアジア・大洋州地域27%、ヨーロッパ諸

国7%、中東6%、中南米5%となっている。国別では、合計110か国に援助を供与、スーダン、パキスタン、パレスチナ地域が上位3か国となっている。国別援助方針としては、現在マラウイ、タンザニア、モザンビーク、ウガンダ、ザンビア、バングラデシュおよびネパールの計7か国を「主要援助国(Main Partner)」と定め、これらの国に対し長期的計画に基づく継続的かつ重点的な援助を実施している。またこのほかにも人道的観点を重視、スーダン、アフガニスタン、スリランカ等に対する援助を行っている。

(2) 実施体制

ノルウェーにとって、対外援助は重要な外交政策となっており、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助国の選定を含めた援助政策は外務大臣および開発援助大臣と議会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当てを国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要となっている。

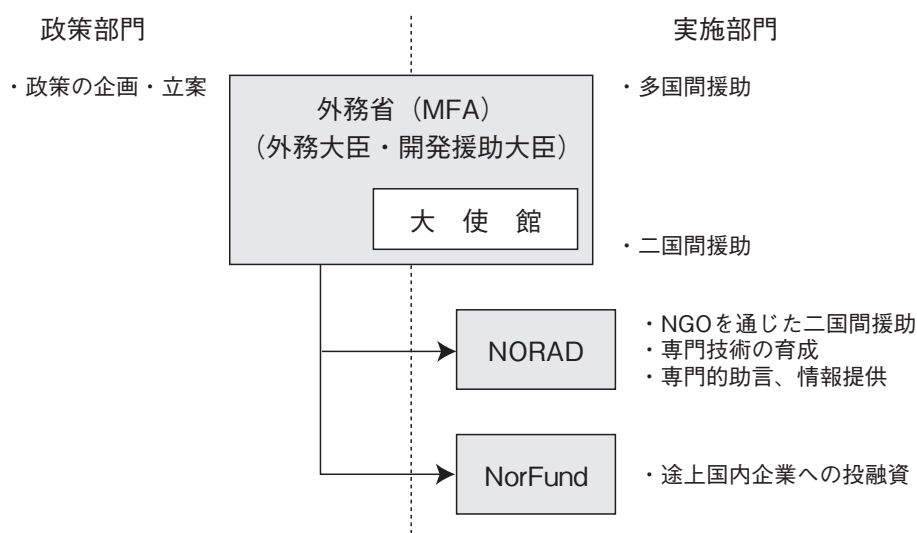
外務省はかつての開発協力省をその機構に取り込んでおり、外務大臣および開発援助大臣の2大臣が1つの省(外務省)内に存在、両大臣の協議の下、外務省によって援助政策の立案、国ごとの援助戦略の策定、多国間援助および二国間援助を実施している。かつて多国間援助は外務省、二国間援助は外務省の下部機関であるノルウェー開発協力庁(NORAD: The Norwegian Agency for Development Cooperation)と役割分担がなされていたが、2004年の機構改革で、二国間援助も原則外務省、主に在外公

館で実施されることとなった。2006年7月の外務省内の更なる機構改革の結果、援助関係業務は、現在同省では「地域問題および開発局」および「国連・平和・人道問題局」にて扱われている。外務省における援助関係者は在外のノルウェー大使館における援助関係要員も含めて2006年3月時点で504人である。

一方NORADは、2004年以降、二国間援助の一部をノルウェー援助政策の重要なパートナーであるNGOsを通じた資金支援(2005年の実績は18.6億NOK)という形で実施しつつ、援助に関する専門技術の育成について中心的な役割を担うとともに、援助が効率的に運営されるよう専門的な助言、特定分野の専門的情報を提供する機関となった。NORADは、情報局、市民社会局、環境・インフラ・エネルギー局、保健・エイズ局、経済・行政組織局、品質保証局、平和・男女共同参画・民主化局、教育・研究局、民間セクター開発局、評価局および人事・管理局の11の部局で構成されており、2006年3月時点で226人を擁する。

また関連機関としては、途上国の経済成長と貧困削減のため、高収益で持続性ある途上国事業に投資、融資および融資保証を提供するノルウェー開発途上国投資資金(NorFund: Norwegian Investment Fund for Development Countries)があり、2006年12月末現在の資本金は34億NOK(資本金は毎年国の政府開発援助予算から繰り入れられる。2006年の繰入額は5億NOK)、投融資案件は50件(アフリカ地域38%、アジア太平洋地域37%、アメリカ地域18%、その他7%)となっている。

援助実施体制図

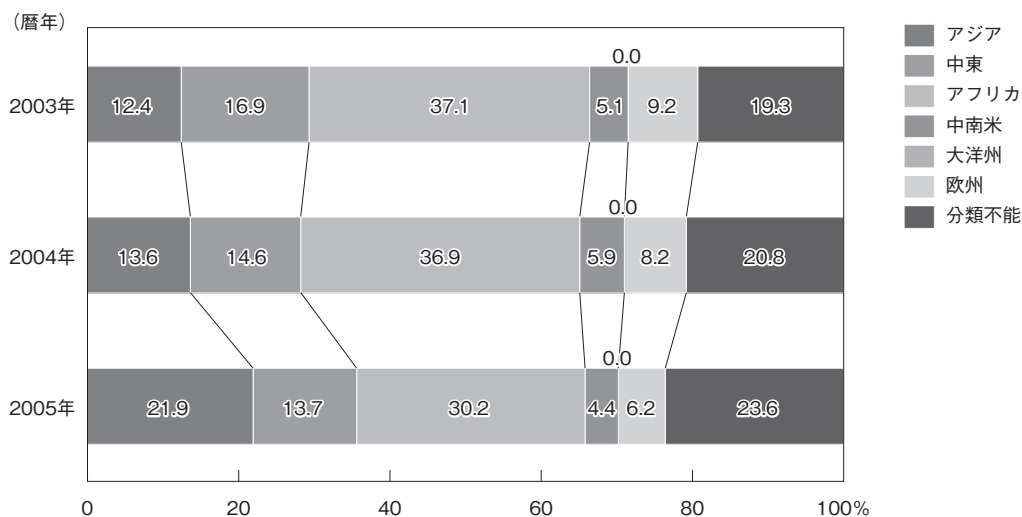


(1) 政府開発援助上位10か国

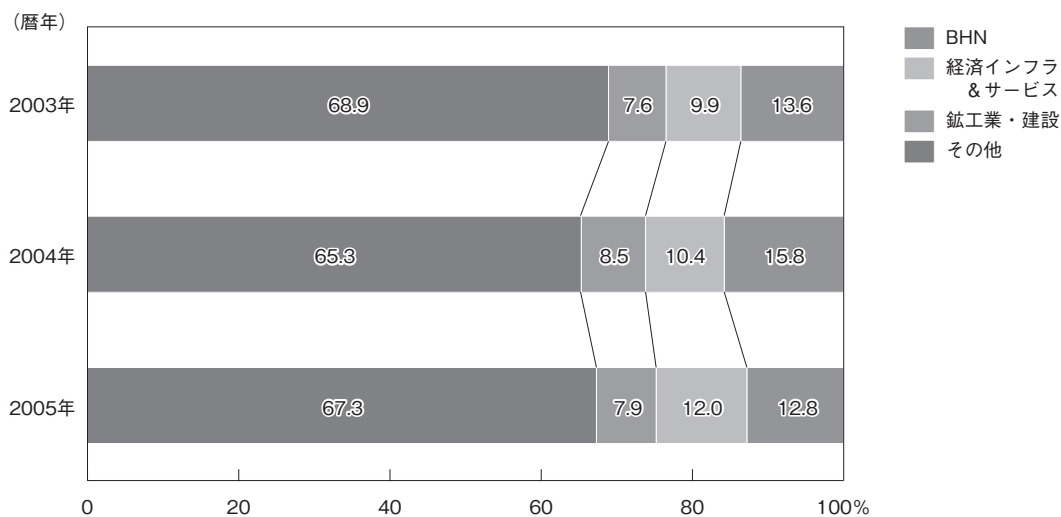
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	アフガニスタン	68.78	4.70	1	アフガニスタン	67.73	4.41	1	スーダン	98.69	4.86
2	タンザニア	67.37	4.61	2	モザンビーク	61.06	3.97	2	パキスタン	82.68	4.07
3	イラク	58.68	4.01	3	タンザニア	59.60	3.88	3	パレスチナ自治地域	74.00	3.64
4	モザンビーク	54.11	3.70	4	スーダン	57.19	3.72	4	モザンビーク	67.94	3.34
5	パレスチナ自治地域	53.54	3.66	5	パレスチナ自治地域	53.83	3.50	5	スリランカ	65.98	3.25
6	セルビア・モンテネグロ	43.79	3.00	6	ウガンダ	41.67	2.71	6	タンザニア	60.30	2.97
7	ソマリア	40.02	2.74	7	ザンビア	37.36	2.43	7	アフガニスタン	59.95	2.95
8	ウガンダ	38.37	2.62	8	セルビア・モンテネグロ	37.04	2.41	8	マラウイ	49.09	2.42
9	エチオピア	37.18	2.54	9	エチオピア	34.04	2.22	9	ザンビア	48.97	2.41
10	ザンビア	35.60	2.44	10	ソマリア	33.69	2.19	10	ウガンダ	45.53	2.24
10位の合計		497.44	34.02	10位の合計		483.21	31.45	10位の合計		653.13	32.13
二国間援助合計		1,462.00	100.00	二国間援助合計		1,536.48	100.00	二国間援助合計		2,032.52	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



10 デンマーク

(1) 援助政策等

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を既に達成している国の1つである。2005年2月に発足した第2次フォー・ラスムセン内閣(自由党・保守党連立)は「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回ることはないことを保証する」との方針を示しており、国内経済の好調に伴うGNIの伸び等も影響して対GNI比は低下傾向にあるものの(2004年0.85%、2005年0.81%、2006年0.8%)、2006年度も0.8%を堅持した。

援助政策の中長期方針に関し、2003年6月、フォー・ラスムセン内閣は2004年～2008年の政府開発援助新方針「別なる世界を求めて」を策定した。この方針では、貧困が世界の安定と開発の脅威になっているとの認識の下、貧困削減をデンマーク開発援助の主要目標に掲げ、援助の重点分野として(ア)人権、民主化、良い統治、(イ)安定、安全保障、テロとの闘い、(ウ)難民、人道援助、(エ)環境、(オ)社会経済開発—の5つを挙げている。

その後、政府は今後5年間で展望しつつ、翌年度の重点分野と予算配分を示す新方針を毎年策定している。2006年8月に発表した2007年～2011年の新方針「開発へのコミットメント」では、アフリカにおける貧困との闘い、アラブ諸国へのコミットメント強化、国連ミレニアム開発目標達成への貢献を主要目標とし、2007年度の重点分野として(ア)良い統治、(イ)女性、(ウ)HIV／エイズ—の3つを掲げた。

また、年度ごとの重点分野以外にも、長期戦略の一環として、(ア)経済成長と市場アクセスを促すための自助支援、(イ)中東イニシアティブ(改革・民主化支援)、(ウ)復興・紛争管理支援、(エ)人道支援、難民の出身地域帰還支援、(オ)環境—の5つの課題を掲げ、世界的課題の解決に向けた積極的な姿勢を示している。

対象地域については、アフリカ支援が最優先課題となっている。2005年1月、政府は公開討論等を経てアフリカ政策を見直し、新政策「アフリカ：開発と安全保障」を発表した。この政策では、(ア)アフリカのグローバル経済への統合、(イ)ビジネス開発、(ウ)発展の前提としての

平和と安定、(エ)難民の出身地域帰還支援、(オ)人権、民主主義、良い統治、(カ)最貧困層の保健、教育、水および持続可能な環境—の6分野が優先目標に設定された。2006年度政府開発援助予算における二国間援助と国際機関を通じた援助の比率は約65対35であり、二国間援助の約60%がアフリカ諸国に充てられている。

二国間援助については、デンマークは途上国16か国(バングラデシュ、ベナン、ブータン、ボリビア、ブルキナファソ、エジプト、ガーナ、ケニア、マリ、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、タンザニア、ウガンダ、ベトナム、ザンビア)を「プログラム・カントリー」に指定し、援助プログラムを各国ごとの状況に応じて2～4分野に絞り込み、集中的な援助を実施している(二国間援助予算のうちの約66%)。

国際機関を通じた援助については、国連諸機関、世界銀行グループ、各地域の開発銀行、EUなどの国際機関を通じ、(ア)貧困の削減と良い統治、(イ)人口およびHIV／エイズを含めた保健、(ウ)農業と食糧、(エ)環境問題、(オ)人道支援—に重点を置いて活動を行っている。

また、先進国の市場開放を通じた途上国支援、企業の社会的責任(CSR)に関連した民間部門との協力も多国間支援の柱の1つである。さらに、近年では国際テロ対策に関する国際協力にも積極的に取り組む姿勢を示しており、2004年2月に新政策「新たなテロとの闘いに向けた開発援助政策」を発表した。この政策では、途上国の国際テロ対策能力向上に向けた技術支援(司法・警察力強化、マネー・ロンダリング監視機能強化等)や、テロの根源にある貧困の削減に向けた中長期戦略が主眼となっている。

こうしたデンマークの高いレベルでの開発援助は、同国外交の基本姿勢である人道主義、人権尊重主義に基づくものであり、1971年には援助基本法たる「国際開発協力法」が制定されている。これは、政府開発援助の目的、実施機関、議会との関係、技術協力、資金協力、広報活動、文化協力、開発研究などに関し、援助のガイドラインを簡潔・簡略かつ広範に定めたものである。

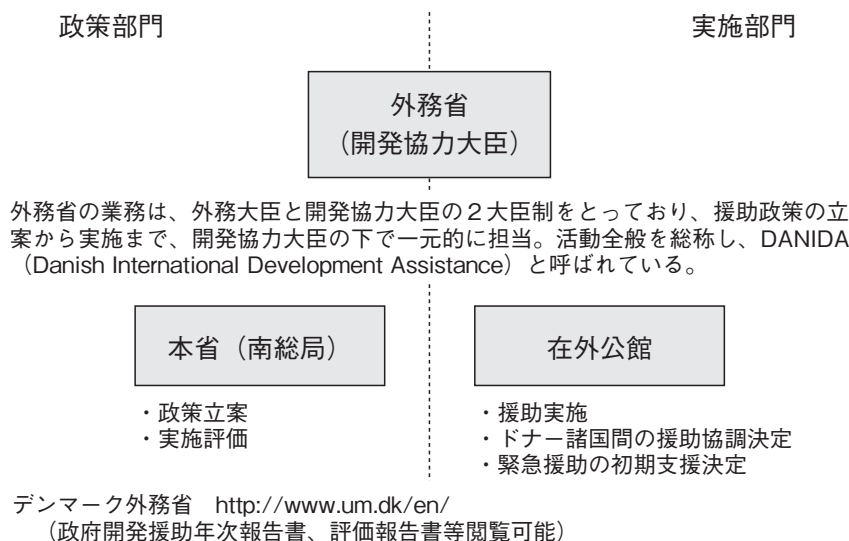
(2) 実施体制

外務省南総局が開発途上国全般の業務を担当しており、その中で開発援助にかかわる業務を実施している。これらのデンマーク政府による国際開発援助活動はDANIDA (Danish International Development Assistance) と呼称されている。DANIDAは、従来援助の実施機関であった国際開発協力庁（外務省南総局の前身）の略称であったが、1991年の組織改編により同庁が廃止されたのに伴い、「Agency」を「Assistance」に改め、デンマークの開発援助システムを指すものとして使われるようになった。

1993年～2001年のニューロップ・ラスムセン内閣（社会民主党・急進自由党連立）時代に外務省は外務大臣および開発協力大臣の2大臣制を採用した。2001年に発足した第1次フォー・ラスムセン内閣では外務大臣が開発援助についても担当したが、2004年の内閣改造で2大臣制を復活させた。

特徴としては、効果的な援助を実施するため、意思決定プロセスにおいて外務本省による中央集権化を避け、プログラム・カントリーの在外公館に分権化することが2003年に決定された。これにより、ドナー諸国間の援助協調、緊急援助の初期支援等の権限が在外公館に移行され、人的削減および効率性の向上につながった。また、2004年1月からは、EU調達令に沿い、公開入札方式を取り入れることで援助のアンタイド化を図り、資金の有効活用を目指している。二国間援助の約15%（主に人道支援等）は、デンマークのNGOを通じて行われているが、2000年に発表された市民社会戦略に沿って、少数の大規模NGOから、小規模でも現地事情に精通している団体へ幅広く資金を提供していく方向に転換中である。さらに、外務省南総局内に実施中の援助事業の質を確認する部署および事業実施後の評価報告を行う事業評価事務局が置かれていることもデンマークの開発援助実施体制の特徴の1つである。

援助実施体制図

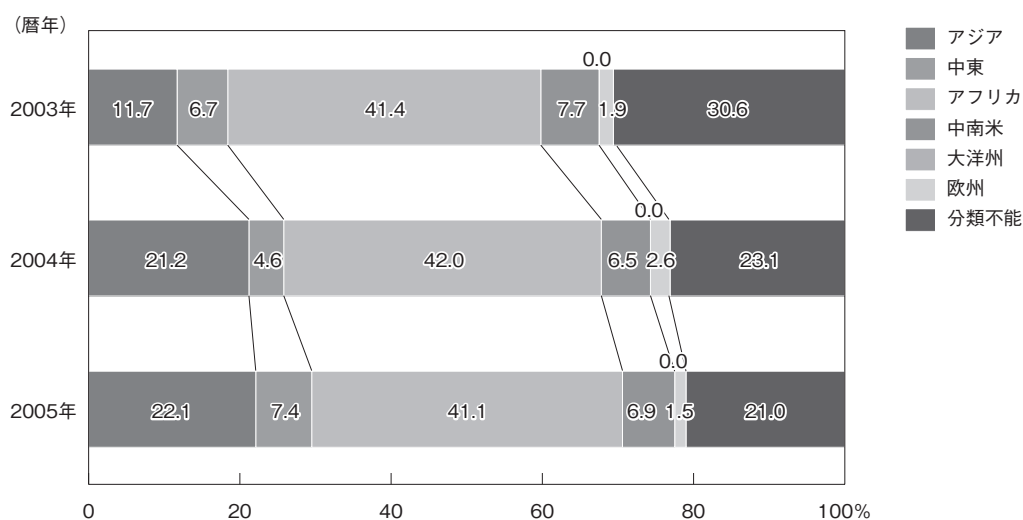


(1) 政府開発援助上位10か国

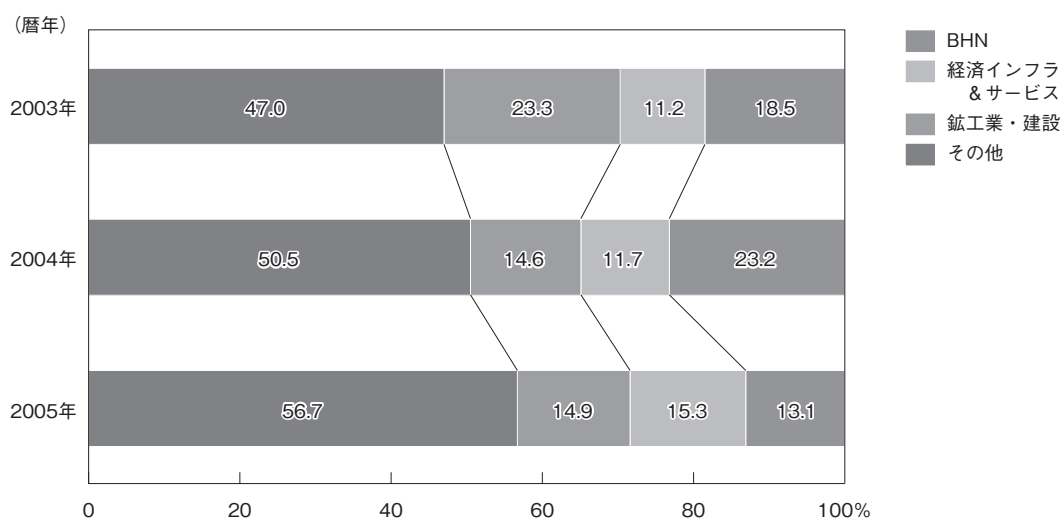
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	タンザニア	85.48	8.29	1	タンザニア	93.93	7.81	1	タンザニア	84.73	6.24
2	ベトナム	69.80	6.77	2	モザンビーク	67.42	5.61	2	ベトナム	72.46	5.34
3	モザンビーク	66.43	6.44	3	ウガンダ	61.31	5.10	3	モザンビーク	64.87	4.78
4	ガーナ	56.70	5.50	4	ガーナ	59.72	4.97	4	ウガンダ	63.72	4.69
5	ウガンダ	53.01	5.14	5	ベトナム	59.40	4.94	5	ガーナ	56.07	4.13
6	バングラデシュ	45.27	4.39	6	バングラデシュ	45.67	3.80	6	バングラデシュ	50.36	3.71
7	エジプト	41.15	3.99	7	ザンビア	45.10	3.75	7	ブルキナファソ	48.79	3.59
8	ネパール	40.05	3.88	8	ニカラグア	37.70	3.14	8	ザンビア	48.43	3.57
9	ニカラグア	32.04	3.11	9	ネパール	34.25	2.85	9	ニカラグア	36.67	2.70
10	ザンビア	30.21	2.93	10	ブルキナファソ	32.84	2.73	10	ベナン	35.87	2.64
10位の合計		520.14	50.42	10位の合計		537.34	44.70	10位の合計		561.97	41.40
二国間援助合計		1,031.59	100.00	二国間援助合計		1,202.05	100.00	二国間援助合計		1,357.48	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



(1) 援助政策等

1996年3月に13年ぶりに政権を獲得して以来、第4期目となる保守連合政権（なお、2007年11月の総選挙において、ハワード保守連合政権からラッド労働党政権に交代した。）は、援助政策の目標を「開発途上国の貧困削減、持続可能な開発を達成することによる国益増進」に据えつつ、援助政策の見直し・強化を進めてきた。2002年9月に「成長、安定および繁栄への投資」と題する政策文書を発表し、貧困削減のための経済成長の重視、そのための人材育成の強化という考え方を鮮明に打ち出して、ともすると網羅的だった前回の援助方針をより理論立ったものに精ち化した。

さらに、9.11事件（米国同時多発テロ）、バリ島爆破事件、ソロモンの治安悪化等を受け、貧困削減のためには地域の平和と安定が不可欠、地域の不安定化は直接オーストラリアの安全保障を脅かす要因になるとの認識を深め、政策指針として（ア）良い統治、（イ）開かれた貿易経済体制、ITへのアクセス向上と恩恵を受けられるような環境作り、（ウ）基本的サービスの提供、（エ）地域の安全保障強化、（オ）持続可能な資源管理—の5分野を特定し、特に（ア）に重点を置くようになった。

重点地域は、アジア太平洋地域、特に近隣諸国に焦点を当てることを明言している。対近隣諸国外交は、上記の認識に基づき、従来「新植民地主義」の批判を恐れて内政への関与をできるだけ避けていたものから介入主義へ大幅に転換させ、ソロモンへの多国籍警察部隊（後方支援者を含む）による「協調的介入」、パプアニューギニアおよびソロモンへの警察・財政・司法・国境管理等重点行政分野におけるオーストラリア人行政官派遣（各分野数十人～数百人規模）、インド洋津波災害を受けたインドネシアへの10億オーストラリア・ドルの復興支援、東ティモールへのオーストラリア軍・警察・人道支援部隊の派遣等、集中投入型援助手法をとるようになった。

2005年9月の国連首脳会議においてハワード首相は2010年までにオーストラリアの政府開発援助年間支出を倍増し、約40億オーストラリア・ドルとすることを発表した。さらに、2006年4月に発表された政府開発援助白

書では（ア）経済成長の加速、（イ）機能的かつ効果的な国家の育成、（ウ）人々への投資、（エ）地域の安定と協力の促進—の4つを主眼とし、効率的な援助を実施するためとして、（ア）事業指導の強化、（イ）腐敗の撲滅、（ウ）アジア・大洋州地域への関与の強化、（エ）パートナーとの協力—という4つの戦略を掲げている。

2007/2008年度予算の援助総額は31億5,530万オーストラリア・ドルで前年度比9.5%増である。これは、森林と気候に関するグローバル・イニシアティブに対する向こう5年間で2億オーストラリア・ドルの拠出を含むものである。セクター別では、良い統治分野が最大の25%を占めている。援助重点地域は、アジア太平洋地域であり、国別では、インドネシア、パプアニューギニア、ソロモンの順である。

(2) 実施体制

1946年の援助開始以降援助部門は各省庁の下に個別に存在していたが、1974年にこれらを統合してオーストラリア開発援助庁（ADAA: Australian Development Assistance Agency）を設置、1976年に外務省の外局となり（ADAB: Australian Development Assistance Bureau）、1987年に2省が統合されて設立された外務貿易省の下で名称変更（AIDAB: Australian International Development Assistance Bureau）を経て、1995年3月に現行のオーストラリア国際開発庁（AusAID: Australian Agency for International Development）となる。

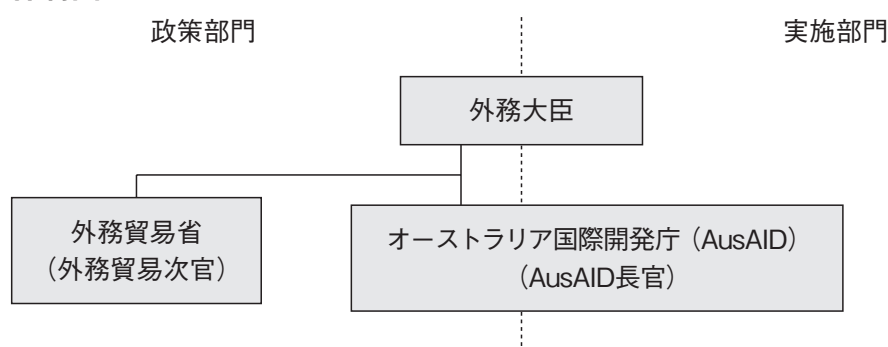
AusAIDは、行政上は独立した機関であるが、AusAID長官は援助政策策定・実施において外務大臣の直接の指示を仰ぐ立場にある（前労働党政権時代は開発協力大臣（閣外大臣）がAusAIDを所管していたが、現政権においては外務大臣が所管している）。なお、同長官は組織運営の観点からは外務貿易次官の指揮下に入る。AusAIDは対外援助政策の企画・立案を所掌しているが、対外援助の最終的な責任大臣は外務大臣であるため、外交政策と政府開発援助政策の一貫性が確保されている。AusAIDが対外援助政策を策定するに当たっては、機微な問題や政

策的な問題については外務貿易省に報告し、助言を得ている。関係省庁との関係では、定例の省庁横断的な調整会議は存在しないが、必要に応じて省庁間会議(Inter Departmental Committee)を開催し、連携を保っている。また、実際の援助実施を円滑にするため、AusAIDと主要省庁(農業・漁業・林業省、財務省、連邦警察、司法省、予算・行政省、公共サービス省、保健・高齢化省)との間で戦略的パートナーシップ協定(Strategic Partnerships Agreements)が締結されている。援助活動におけるパートナーとしてNGOを積極

的に取り込むために、一定の要件を満たしたNGOに対し資金援助を行うプログラム(ANCP)を実施している。

AusAIDは国内事務所1か所、海外事務所25か所を有し、定員はオーストラリア国内448名、在外68名の合計516名(2006年6月現在、2005/2006年度年次報告)である。海外においてAusAIDの海外事務所と在外公館が併存する場合には、AusAIDが一義的に援助を担当するが、AusAIDの事務所が存在しない国においては、在外公館の職員が援助を担当する。

援助実施体制図

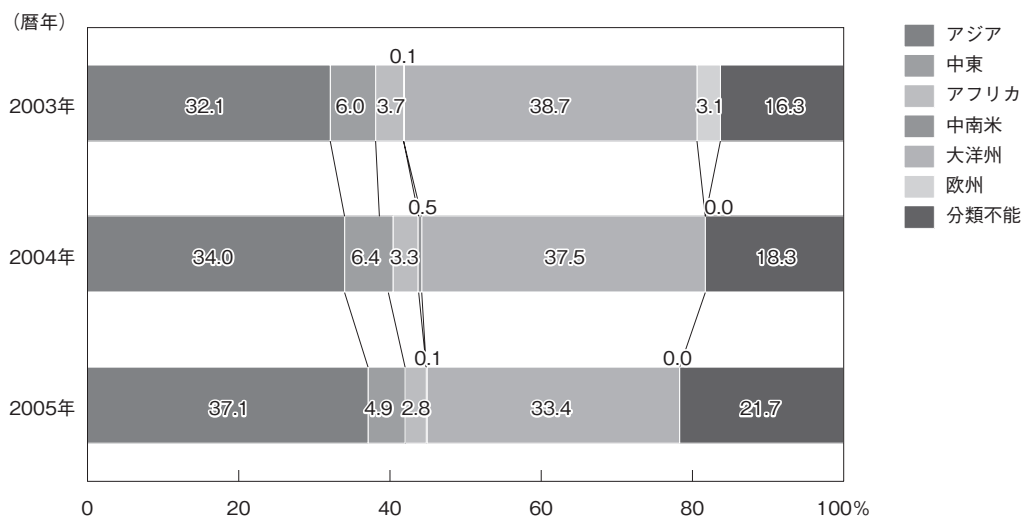


(1) 政府開発援助上位10か国

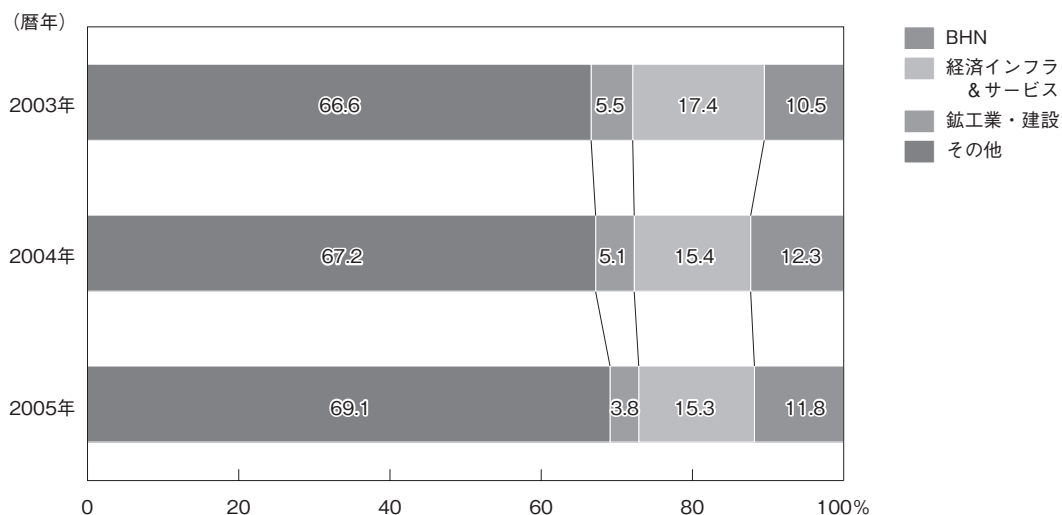
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	パプアニューギニア	208.88	21.43	1	パプアニューギニア	242.31	20.35	1	パプアニューギニア	233.71	16.13
2	インドネシア	86.50	8.88	2	インドネシア	106.11	8.91	2	インドネシア	184.67	12.74
3	ソロモン	69.01	7.08	3	ソロモン	102.16	8.58	3	ソロモン	143.02	9.87
4	イラク	41.12	4.22	4	ベトナム	48.35	4.06	4	ベトナム	50.85	3.51
5	ベトナム	40.00	4.10	5	中国	37.54	3.15	5	スリランカ	43.27	2.99
6	フィリピン	32.08	3.29	6	東ティモール	35.25	2.96	6	フィリピン	43.10	2.97
7	中国	31.83	3.27	7	フィリピン	33.63	2.82	7	東ティモール	38.02	2.62
8	東ティモール	28.87	2.96	8	イラク	30.73	2.58	8	中国	34.75	2.40
9	カンボジア	19.88	2.04	9	カンボジア	25.01	2.10	9	カンボジア	28.39	1.96
10	ナウル	15.76	1.62	10	バングラデシュ	24.60	2.07	10	イラク	24.56	1.69
10位の合計		573.93	58.89	10位の合計		685.69	57.59	10位の合計		824.34	56.89
二国間援助合計		974.52	100.00	二国間援助合計		1,190.55	100.00	二国間援助合計		1,449.00	100.00

(2) 地域別割合の推移(外務省分類)



(3) 分野別割合の推移



12 ブラジル

(1) 援助政策等

(イ) 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標

ブラジルでは、外交政策上援助協力の重要性は高く、その政策上の優先課題としては、被援助国の住民の社会正義・生活水準の向上および持続的開発に重点を置き、それを達成するためのツールとして南南協力が重視されている。ブラジル政府は技術協力の定義として「被援助国の国民に対し、生活水準の向上・改善、持続的開発および社会開発に貢献する上でポジティブなインパクトを与える重要な戦略的パートナーシップのオプション」であるとしている。

ブラジルの場合、政府開発援助政策というより途上国間協力といった意味合いが強い。その目的としては、ブラジルと開発途上国間の関係緊密化を促進し、両国実施機関の能力強化、人材育成、技術の開発、普及および活用を掲げている。

ブラジルの途上国支援における実施指針として、次の事項が2004年に設定された。[1]ブラジル外交政策上の重要国家等に対するブラジルとの関係強化を促進する技術協力プログラムの実施、[2]被援助国の国家開発優先課題およびプログラムに即したプロジェクトの支援、[3]協力成果のインパクトの観点から相乗効果が見込める案件への集中、[4]より大きなインパクトが期待できるプロジェクトの集中実施、[5]可能な限りブラジル側実施機関の実効的参加の促進、[6]国内機関との連携優先。

(ロ) 援助政策における特徴

ブラジルは現在新興工業国(BRICs)の一角としてぼっ興しつつある一方で、先進国ドナーの被援助国でもある。援助国としてのブラジルは1987年に南南協力で特化した部署を外務省国際協力庁(ABC)内に設置したが、開発途上国間の協力といった意味合いが強く、現ルーラ政権になると、中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへの積極外交を背景として、社会経済開発を目的とした地域コミュニティの能力強化に係る技術支援を国際協力の具体的な柱とするようになった。

これらの支援にブラジル政府は貿易等の見返りは期

待せず、開発途上国との新たなビジョンに基づく相互扶助を基本としている。

また、温帯地域に属する先進国ドナーにはない熱帯・亜熱帯など多様な気候風土、南米における元植民地国家、ポルトガル語国家であるなどの特性をいかした支援を行っている。具体的には、[1]近隣諸国・ラテン・アメリカ諸国への協力、[2]ポルトガル諸国への協力(ポルトガル語圏アフリカおよび東ティモール)、[3]広域協力:メルコスール諸国と共同で設置した技術協力審議会(CCT)等を通じた、メルコスール諸国共同での協力の模索、[4]同様に、ポルトガル語圏諸国共同体(CPLP)レベルでの広域協力の推進(実質的には上記[2]と同義の内容になっている)、[5]インド・ブラジル・南アフリカ共和国合同フォーラム(IBSA)の開催(科学技術、保健、貧困対策等についての技術協力実施検討)―等。

援助における重点セクターとしては、[1]農牧業、[2]エネルギー・バイオ燃料、[3]環境、[4]保健、[5]社会開発、[6]教育・職業訓練、[7]公共行政・運営、[8]IT・電子ガバナンス、[9]防災、[10]都市開発、[11]運輸交通―が挙げられている。

ブラジルはMDGs批准国であり、MDGの理念に沿った活動を前提としてはいるが、特に優先とする活動は持っていない。今後日本との協力連携において日本側と優先項目設定に向け検討を行いたいとしている。

援助協調については、ドナー間連携といったスタンスは有しておらず、メルコスール、IBSA等ブロック間諸国の協調を優先している。

(ハ) 三角協力

技術協力の実施に当たり、近年ブラジルは新しい三角協力の枠組みを模索してきている。三角協力を推進することで、予算面・プロジェクト実施面においてパートナー国からサポートを得ることが可能となり、ブラジルの援助国としての技術移転能力を強化するための重要な手段となることが期待されている。

[1] 日本との連携

- ① 過去の日本による技術協力で受け皿となったブラジルの機関が、その技術を第三国に普及

することを基本的な目的とし、「第三国研修」を行っている。1985年に開始された「工業電気・電子コース」を皮切りに、これまで延べ38コースを実施している。当初は中南米諸国を対象とするコースが主であったが、近年はポルトガル語圏アフリカ諸国を対象とするコースも増えている。2006年度末までに1,500名以上が本スキームによる研修に参加した。なお、後述のJBPPが開始された後は、第三国研修はJBPP中の1援助手法として位置付けられるようになっている。

- ② 日本とブラジルが対等のパートナーとして第三国に対し共同で協力を実施することの促進を目的として、「日本・ブラジル・パートナーシッププログラム(JBPP)」が2000年3月に署名された。その後、両国間協議を通じた共通の関心事項等の調整の下、2007年6月19日にブラジリアで開催された第3回JBPP計画委員会において、テストケースとして早期に第三国での共同プロジェクトを実施することで合意した。なお、JBPPは(i)過去の日本からの技術協力に礎を置いた第三国研修(TCTP)、(ii)日本からの技術協力実績に由来しない共同研修(JTP)、(iii)ブラジルまたは第三国における共同セミナー、(iv)第三国における共同プロジェクトの4スキームからなる。

[2] 国際機関との連携

ABCには多国間協力総合調整部(CGRM)が設置され、主に国際機関と連携した三角協力を推進している。例えばハイチでは、世界銀行と連携し学校給食プロジェクト、ワクチン接種プロジェクト等を実施している。

(2) 実施体制

(イ) 主務官庁としての外務省

ブラジルは被援助国として1950年、国家技術支援審

議会(CNAT)を設立し技術協力受入促進を図ったのが協力活動の始まりとなった。同審議会は外務省、大統領府企画局および関連省庁により結成された。当時は国連・米州開発機構からの援助受入れが主な活動であった。1969年、同審議会は解散し、国際協力は大統領府企画局と外務省が並行して管轄することとなった。その後1984年、それぞれ同企画局国際協力副局(SUBIN)と外務省国際協力局に発展し、前者が協力の技術的实施(案件発掘、分析、評価およびモニタリング)を担当し、後者が技術協力の政治的管理を行っていたため協力統括者の二分化を招いたが、両権能を統合したABCが1987年に発足したことにより、外務省が主務官庁として確定した。ABCは1996年、外務省総合調整局に編入され、ブラジル国際協力庁として活動を開始、現在に至っている。

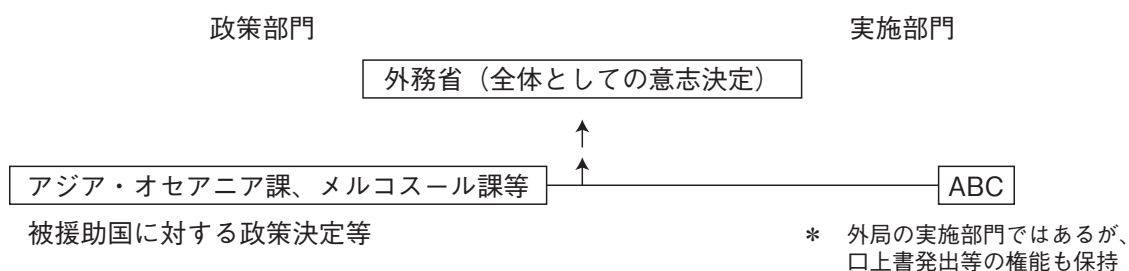
ABCの現在の機能は、「すべての技術分野に係る開発協力に関し、ドナー国および国際機関から受け入れる協力並びにブラジルおよび開発途上国間の協力について、国家レベルにおいて調整、交渉、採択、管理および評価を行うこと」とされている。

(ロ) 実施機関

ABCはブラジル外務省の外交政策にのっとり、かつ政府各部門の国家計画・プログラムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行っている。

ABCは次の部門により構成されている。[1]開発途上国間協力総合調整部(CGPD)、[2]二国間協力受入総合調整部(CGRB)、[3]多国間協力総合調整部(CGRM)、[4]農牧業・エネルギー・バイオ燃料および環境協力総合調整部(CGMA)、[5]IT・電子ガバナンス・防災・都市開発および運輸交通協力総合調整部(CGTI)、[6]保健・社会開発・教育および職業訓練協力総合調整部(CGDS)、[7]プロジェクト管理・運営企画総合調整部(CGAP)。

援助実施体制図



13 中国

(1) 援助政策等

(イ) 総論

中国統計年鑑(2006年版)によれば、2005年の「対外援助支出」は74.70億元。これは、前年の60.69億元との比較では23%の増加で、国家財政支出全体に占める割合としても0.77%から0.85%に上昇。なお、2007年については、対外援助支出は更に108億元に増える見込みとの報道もある(2007年3月21日付「国際商報」)。また、中国商務年鑑(2006年版)には、2005年の中国の対外援助に関し、[1]112か国および国際組織との間で合計366件の援助提供の署名を行った、[2]中国輸出入銀行は24件の優遇借款プロジェクトを認可した、[3]25か国に33件の緊急援助を行った一等の実績が紹介されている(全体または案件ごとの金額に関する記述はない)。

(ロ) 対外援助支出予算

対外援助支出の管理原則、管理手法、支出範囲等に関しては、「対外援助支出予算資金管理弁法」(1998年6月発布)が規定している。それによれば、対外援助支出予算資金は、中国と被援助国が締結した政府間援助に関する合意、およびその他の承認された援助に関するもので、中央政府予算計画から支出するものを指す(法2条)。主要な内容は、無償援助、政府利子補助借款、無利子または低利借款、合資プロジェクトによる協力等であり、具体的な支出範囲として、被供与国との協議に基づき、[1]プラント、一般的物資、軍事物資および現金援助、[2]中国における研修教育費用、経済、軍事、医療、科学技術、スポーツ等の分野の専門技術者の中国からの派遣および管理者の賃金、[3]政府利子補助借款の利子補助費用一等とされている(法7条)。また、対外援助支出予算資金は、財政部が統一管理を行うこととされている(法3条)。

(ハ) その他の対外援助等との関係

対外援助支出のほかに、中国企業のアフリカ投資を奨励するための優遇借款、優遇輸出バイヤーズ・クレジット、対中債務の減免、中国企業によるインフラ整備工事の請負や資源の開発・利用等を行っている。しかし、中国の対外援助の実態に関しては、その全体像や

内訳詳細、OECD-DACにおける政府開発援助の定義との関連等は明確にされていない。また、中国は対外援助実績に関するDACへの情報提供を行っていない。

(ニ) 対外優遇借款

[1] なお、政府開発援助の定義に必ずしも該当するものではないが、対外援助政策の中で優遇借款の供与が重要な位置を占めている。中国輸出入銀行によると、優遇借款とは中国政府が指定する中国輸出入銀行が発展途上国政府に提供する援助性を有した中長期低利借款を指し、その用途は、①借款国における経済便益あるいは社会便益を有する生産性のあるプロジェクト、インフラ設備および社会福利プロジェクト、および ②借款国が中国の機械電気製品、一括設備、技術サービスその他の物資を購入する—とされている。実施体制は、商務部が政府における管理部として政策および計画、優遇借款の枠組協定に署名する役割を担い、中国輸出入銀行は、プロジェクトの審査評価、融資、借款管理、元金利息の回収を担当する。借款対象は、一般的には借款国政府の財政部(優遇借款の実施に関するフローチャートを参考のこと)。

[2] 貸与条件は、以下のとおりとされている。

- ① 原則、申請金額は2,000万人民币元以上。
- ② 利率および期間:政府間優遇借款枠組協定の規定を執行する。借款期は据置期間と返済期間に分け、据置期間においては利子のみ返済し、元金は返済しない。返済期に入った後、借款協定に従い、元金と利子を返済する。
- ③ 利子:半年ごとに計算。最初の借款引出日から起算して、毎年3月21日と9月21日を固定の利子付加日とする。
- ④ 元金の返済:元金返済期に入った後、半年ごとに1回、等額を返済し、3月21日、9月21日を返済日とする。
- ⑤ 費用:借款人は、借款総額に基づき、最初の借款引出し前に1度だけ管理費を支払う。借款を引き出していない部分については、承諾費を

支払う。

[3] 借款プロジェクトの条件は以下のとおり。

- ① プロジェクトは中国政府と借款国政府の認可を得ること。
- ② 借款国と中国は良好な外交関係を持ち、政治経済状況が相対的に安定しており、借款の元本および利子を返済できる能力を有すること。
- ③ プロジェクトが技術的にフィージブルで、良好な経済便益と社会便益を有すること。
- ④ プロジェクトは中国側企業が建設し、プロジェクトに必要な設備等は原則中国側企業が供給する。
- ⑤ 借款プロジェクトに必要な設備、材料、技術およびサービスについては優先的に中国から購入あるいは導入し、設備の購入に当たっては、中国からの部分が原則50%を下回らないこと。
- ⑥ プロジェクト関係資金が既に手配されていること。

(ホ) 対外援助方針

対外援助全般に関する方針としては、最近では2005年9月の国連特別首脳会合において、胡錦濤^{こきんとう}国家主席が、[1]中国と国交を有するすべてのLDC(39か国)の一部の商品にゼロ関税を適用、[2]重債務貧国およびLDCへの援助規模を更に拡大し、今後2年間以内に2004年末で満期が到来する債務(無利子および低利借款)の免除、[3]今後3年間で発展途上国に100億ドルの優遇借款および優遇輸出信用を供与、[4]今後3年間に発展途上国、特にアフリカ諸国に対する援助を増加し、医薬品、医療設備、医療人材の面で協力、[5]今後3年間に3万人の人材育成を実施—との5項目の措置を発表した。

(ヘ) 重点地域:アフリカ

[1] 中国の対外援助において、特にアフリカ諸国に対しては、「援助額の倍増」を表明(下記参照)する等重点地域とされていることがうかがわれる(ただし、対外援助支出に占めるアフリカ諸国の割合等は明確にされていない)。中国政府が2006年1月に発表した「中国の対アフリカ政策文書」においては、「誠実・有効、平等互惠、連帯・協力、共同の発展」を、中国・アフリカ間の交流と協力の原則とし、この中で経済援助については、「中国政府は

自国の財源と経済状況に基づいて、引き続きアフリカ諸国にできる限りの、政治的条件のつかない援助を提供するとともに、徐々に増やしていく」としている。

また、中国政府は、中国とアフリカは相互に助け合い、相互に利益をもたらす関係にあること、同様の歴史的境遇を有し、今日のグローバル化の中でまた同様に発展の課題に直面していること、中国・アフリカ関係は、発展途上国間の相互支援であり南南協力の重要な構成要素であること、中国とアフリカ双方および発展途上国全体としての利益、世界全体の平和、安定および発展に資するもの、等の点を強調している(例えば、2006年11月、中国・アフリカ協力フォーラム開催に際しての劉建超^{りゅうけんちょう} 外交部報道官の記者会見における発言)。そして、発展の基礎となる紛争予防と紛争解決の分野で支援すべきこと、発展モデルの選択に際してアフリカ諸国の自主性を尊重すべきこと、各ドナー国が対アフリカ支援のコミットメントを実現すること、および南南協力を強化することを強調している(2007年6月、2007年G8アウトリーチ・セッションの議題に関する中国政府ポジション・ペーパー)。

[2] 2006年11月に開催された「中国・アフリカ協力フォーラム北京サミット」では胡錦濤国家主席が以下8項目を発表した。①対アフリカ援助を2009年までに2006年の2倍にする、②今後3年間アフリカ諸国向けに30億ドルの優遇借款および20億ドルの輸出信用を提供する、③中国企業の対アフリカ投資を奨励および支持するために中国・アフリカ開発基金を設立し、基金総額は段階的に50億ドルまで増やす、④アフリカ諸国の共同発展および一体化のプロセスを支持するため、AU会議センターの建設を支援する、⑤中国と外交関係を有するすべての重債務貧国およびLDCの2005年末までの無利子政府貸付けで生じた債務を免除する、⑥中国と外交関係を有するLDCからの輸入品に対する無税措置の対象品目を190から440に増やし、中国市場をアフリカに対し一層開放する、⑦今後3年間で3～5の域外経済・貿易協力地域をアフリカ諸国内に設立する、⑧今後3年間で、1万5,000人の専門家を育成訓練し、農業、医療、教育等の分野

で協力する。これらは中国の対アフリカ協力の柱とされており、2007年2月にザンビア・中国経済貿易協力区の設立、同年6月に中国・アフリカ発展基金が設立されるなど、一部具体化が進んでいる。なお、対アフリカ援助の倍増表明については、基準となる額は明確にされていない。

- [3] 2007年5月にはアフリカ開発銀行総会が上海で開催され、同行総会としてはアジアにおける初の開催となった。開会式には中国政府からは温家宝^{おん か ほう しゅうしやうせん}総理、周小川^{しゅうせうせん}中国人民銀行総裁が出席し、中・アフリカ協力の実績の紹介のほか、新たに100億元の債務免除を実施する旨述べた。また、政府援助と併せてビジネス面の協力の重要性を強調し、特に公的インフラ、農業、医療、教育、貧困削減および環境保護案件の重要性を指摘した。また、援助案件の実施に際しては国際ルールが遵守されるべきであり、開かれ、公正で、合理的かつ透明な手法で行われるべきである旨述べた。

(2) 実施体制

- (イ) 2006年11月に国務院(内閣に相当)が発出した商務部の主要職責に関する通知(国発【2003】8号)の2.(11)に「我が国の対外援助工作、対外援助政策および方策を作成、実行、関連協定への署名および実行、対外援助プロジェクトの執行状況の監督検査、対外援助資金、対外援助優遇借款、対外援助専用基金等の我が国の対外援助資金の管理、対外援助方式の改革の推進を担当すること」と規定されている。商務部内では対外援助司(司は日本の中央官庁における局に相当)が主管部門。司長1人、商務参事官(司长級)1人、副司长3人、商務参事官(副司长級)1人が主要官員とされ、弁公室のほかに13の処(課に相当)が配置されている(総合処、規画財務処、法規処、情報処、人的資源開発処、アジア処、ASEAN処、西アジア・北アフリカ処、アメリカ・大洋州処、東アフリカ処、南アフリカ処、中央アフリカ処、西アフリカ処)。

- (ロ) 商務部対外援助司の所管事項は以下のとおりとされている。

- [1] 対外援助政策を立案・執行し、対外援助に関する法律、法規を起草し、内部規則を立案する。対

外援助方式の在り方についての改革を研究し促進する。

- [2] 対外援助企画を編成し実施する。国別援助案を立案し、援助項目を確定する。
- [3] 政府間の援助に関する協議、調印作業を担い、政府間における援助事務を処理し、対外援助プロジェクトの対外引渡し作業を取り扱う。対外援助にかかわる借款の返済および債務再編を担当する。
- [4] 対外援助プロジェクトを実施する各企業の入札資格を審査し、対外援助プロジェクトの入札決定作業を組織する。対外援助プロジェクトに関する任務を下し、各級の対外援助プロジェクトの実施を監督・検査する。
- [5] 対外援助資金に関する予算・決算および統計作業の編成を担当する。
- [6] 対外援助経費を取り扱い、対外援助における特別優遇貸付金および対外合資協力基金プロジェクトを監督・管理し、政府間における重要問題を処理する。
- [7] 国際経済協力事務局(国際経済合作事務局)に関連する対外援助活動に対する指導を行う。
- [8] 指導層によるほかの訓令事項を引き受ける。

(ハ) 組織概要

中国商務部対外援助司

<http://yws.mofcom.gov.cn>

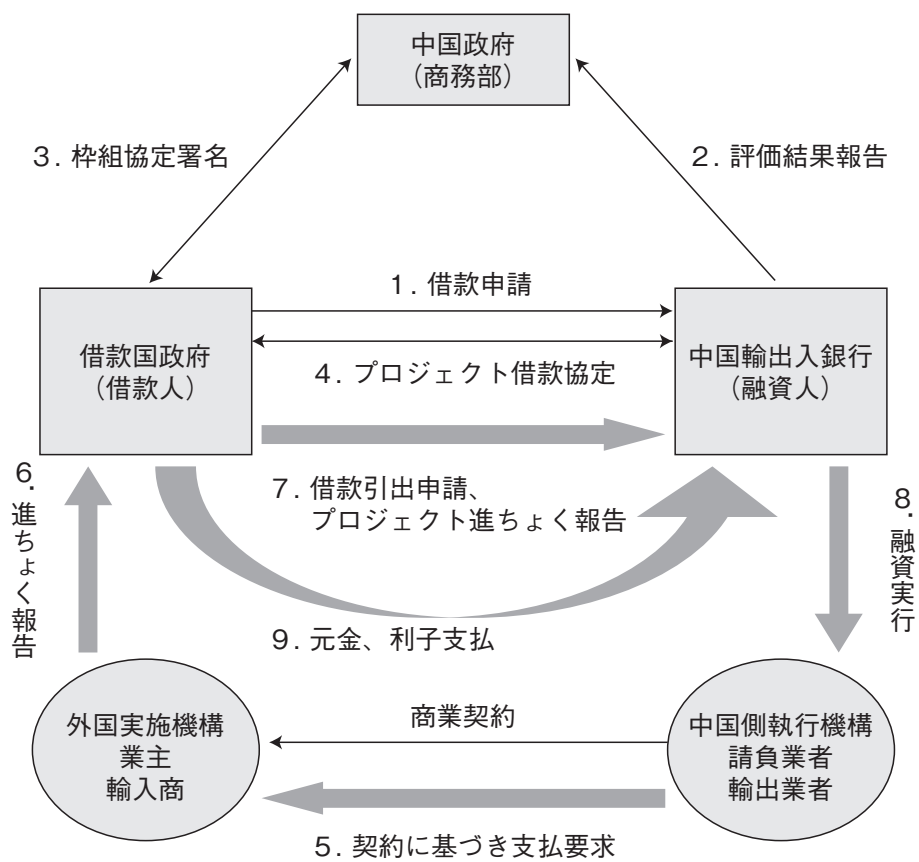
所在地 北京市東城区東安門大街82号(商務部東華門弁公区)

電話 +86-10-8522-6638 (対外援助司弁公室)

- (ニ) なお商務部のほかに、財政部(対外援助予算の管理、多国間機関への援助)、外交部(対外援助に関する一般的な関与、開発関連の国連機関・国際会議への関与、被援助国における在外公館を通じた活動)、輸出入銀行(輸出信用)等が関与していると見られているが、対外援助政策全体としての政策調整メカニズムは必ずしも明確ではない。

相関関係図

対外援助優遇借款のフローチャート
 (中国輸出入銀行ホームページより)



14 インド

(1) 援助政策等

(イ) 外交政策としての開発援助

インドの外交政策は、地域の平和と安定の実現、国家の経済的発展、国家の安全保障を目的としており、世界の大国のみならず、近隣諸国や他の開発途上国との包括的な関係強化を重視している。開発途上国に対する援助は、インドの開発途上国との外交関係強化において主要な役割を果たすものとして位置付けられている。

(ロ) 援助対象国・規模

2006年度のインド外務省修正予算では、153.674億ルピー（約420億円）が他国への技術・経済協力並びに外国政府への資金協力として計上され、うち150.153億ルピーが無償資金協力、3.521億ルピーが有償資金協力となっている。援助国・地域の選定にあたっては、近隣諸国と南南協力の視点が重視されており、バングラデシュ、ブータン、ネパール、スリランカ、モルディブ、ミャンマー等近隣諸国に対して援助額の約60%が供与され、その他の約40%はアフリカ諸国、中央アジア諸国、東南アジア諸国、ラテンアメリカ諸国、東欧諸国等ほぼすべての開発途上国・地域を対象に供与されている。最大の援助対象国はブータンであり、2006年度には外務省の援助資金の41.32%を占める59.951億ルピー（うち56.431億ルピーが無償資金協力、3.520億ルピーが有償資金協力）が対ブータンに対する援助に支出され、インドはブータンにとって最大の二国間援助供与国となっている。

(ハ) 援助内容

外務省による開発援助活動には、主に①技術協力、②開発プロジェクト、③開発調査、④緊急援助の一の4つが含まれている。

[1] 技術協力

外務省は、全世界156の開発途上国とパートナー関係を結び、それらのパートナー国から年間約4,000人の研修生（政府関係者並びに一般市民）を国内に無償で受け入れ、研修を行っている。研修受け入れ機関となっているのは中央政府や州政府、民間の教育・研究機関並びに民間企業

等39機関であり、農村開発、専門分野、IT・通信、技術コース、マネジメント、政府対象コースの各分野に関し、220種類のコースを提供している。一般のパートナー国とは別にアフリカの英連邦諸国向けの特別な技術協力も実施している。また、各国・地域の要請や、地域枠組みにおけるコミットメント等に応じた研修コースも別途実施しており、2006年度には英連邦諸国向けの中小企業経営開発コース、多分野技術経済協力のためのベンガル湾構想（BIMSTEC）並びにメコン・ガンガ協定（MGC）向けの特別コース、太平洋諸島向けの中小企業に関する特別コース、スーダンナイル上流地域からの代表団向けの特別研修等が実施された。これらの政府関係者・一般市民を対象とした研修に加え、開発途上国を対象に、年間350回の軍関係者研修を実施している。

技術協力の一環として、インド人専門家の国外派遣も実施しており、2006年度には、情報技術、酪農、都市計画、防衛、漁業、農業、法律、通信の分野において、58人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。

[2] 開発プロジェクト

インドと開発途上国との「開発パートナーシップ」を強化するため、開発途上国における開発プロジェクトの実施が重視されるようになってきている。2006年度には、ブータンにおける水力発電所の建設、ネパールにおける医療施設・教育施設の建設、スリランカにおける小規模開発プロジェクト等が近隣諸国において進められた。その他の主要なプロジェクトとしては、キューバにおける情報技術分野の研修センター「India-Cuba Knowledge Center」の建設、モルディブにおける「India-Maldives Friendship Faculty of Hospitality and Tourism studies」（3,500億ルピー）の建設、ジンバブエにおける中小企業部門開発プロジェクト（2,250億ルピー）、カンボジアにおけるアンコールワット遺跡（Ta Phrom Temple）の修復プロジェクト、ラオスにおける情報技術分野の多角的開発プ

プロジェクト等がある。その他、ベトナム、インドネシア、東ティモール、モンゴルなどにおいて、遠隔医療・教育、考古学、情報技術、専門医療等の各分野のプロジェクトの実施が検討されている。

上記の開発プロジェクトは、無償で実施されるものと、有償で実施されるものに分けられる。無償とするか、有償とするかについては、二国間の協議によって決定される。また有償資金協力の条件についても二国間の協議を通じて決定される。

[3] 開発調査

上記の開発プロジェクトやその他の開発途上国における開発プロジェクトに関し、フィージビリティ・スタディーなどの開発調査を実施している。

[4] 緊急援助

インド外務省は、緊急援助も実施している。2005年度には、北朝鮮、ツバル、ジャマイカ、ドミニカ共和国、フィリピン、キルギス、セントビンセント、ボスニア・ヘルツェゴビナ、グアテマラ、ハイチ、タジキスタンに対し、医療品、医療機器、米、その他の救済物資を提供した。また、2005年10月のカシミール地震に対し、パキスタンへ2,500万ドルの復興支援を表明した。

(2) 援助実施体制等

インドにおける援助の中心的な実施機関は、インド外務省である。インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研修員の受け入れなどを行ってきたが、1964年9月に省内に技術協力課が設置され、本格的な技術協力活動が開始された。現在、技術協力課は経済関係局の下に設置されており、人員体制は局長1名、課長2名、課長補佐3名の、合わせて6名の体制となっている（2005年度に、開発プロジェクトを担当する開発パートナーシップ課が新たに設置されたが、2006年度に同課は再び技術協力課に統合された）。外務省の各地域課および在外公館は、援助案件の発掘、援助条件の決定、研修生の選抜等において主要な役割を果たしている。在外公館には援助専門の担当者はいないが、経済や文化担当者等が兼任している。

この他に、対外援助を担当する主な機関として、インド財務省経済局外国貿易課（UNDP等と協調した技術支援およびインド輸出入銀行による対外輸出信用

供与（クレジットライン））や、海外居住インド人担当省が掲げられる。うちクレジットラインについては、バングラデシュ、ネパール、ブータンに対しては戦略的な援助という観点から外務省国際貿易課が担当し、それ以外のアジア・アフリカ諸国へのクレジットラインは財務省上記部局が中心となって商業省とともに実施している。同ラインはプロジェクトごとの供与であり、グラントエレメントが25%以上かどうかはケースバイケースで決定される。一方、対重債務貧困国ではグラントエレメントが50%を超えることもある。供与分野はインフラ、電力、IT、農業が中心であり、融資の85%は政府からの調達、15%は国内調達とされている。

(3) 今後の方向性

2007年度予算発表時に、総額10億ドルにものぼる対外援助を統一的に扱う援助専門機関として、インド国際開発協力機関（India International Development Cooperation Agency, IIDCA）の設置が提案され、外務省が中心となってそのコンセプトをまとめているところである。

15 サウジアラビア

(1) 援助政策等

サウジアラビアは、マッカとマディーナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国の立場をいかして、アラブ・イスラム国のみならず、広くアジア、アフリカ諸国に援助を実施している。

サウジアラビアの援助政策は、貧困削減等の人道的支援を目的とするものと、対パレスチナ、レバノン、イエメン、イラク支援のように、地域の安定維持という戦略的目的を持って機動的に実施されるものがある。後者の例として、サウジアラビアは昨年、「パレスチナ復興のためのアラブ国際基金」への2億5,000万ドルの拠出表明、「レバノン支援国際会議」での6,000万ドル支援表明、「イエメン支援会合」での10億ドル支援表明を行った。

援助額の推移を見ると、1980年代には原油価格の低迷から援助規模が縮小したが、2002年以後、原油価格の高騰を背景に再びその規模を拡大している。DAC議長報告によれば、サウジアラビアの政府開発援助実績は、1995年から2001年にかけて年1億8,500万ドルから4億9,000万ドルで推移していたが、2002年には24億7,800万ドル、2003年には23億9,100万ドル、2004年には17億3,400万ドルへと増加している。

これらの政府開発援助は、ソフトローン、債務免除、無償資金協力として行われ、二国間のほか、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金を通じても実施されている。

有償資金協力の対象分野は、発展途上国の持続可能な経済社会的発展を可能にするものとして、交通インフラ（道路、鉄道、港湾、空港）、通信、農業、エネルギー、社会インフラ（上下水道、教育、保健・衛生、住宅、都市開発、多目的ダム）、産業・鉱業支援となっている。

また、政府以外の主体による援助活動も積極的に行われており、「赤新月社」による緊急人道支援活動や、サウジアラビア国民による外国での被災民救済目的等での義援金活動が実施されている。後者の例としては、「津波人道キャンペーン」、「パキスタン等大地震被害者救済」、「レバノン国民救済サウジ民間キャンペーン」

等が実施されている。

(2) 実施体制

サウジアラビアの政府開発援助は、主に同国の主要な援助機関である1975年設立のサウジアラビア開発基金を通じて行われる。

サウジアラビア開発基金は、サウジアラビア政府から出資を受けているものの、独立した会計を持ち、財務大臣を理事長とする理事会にて運営方針が決定され、有償資金協力等を行う。1975年以降2006年までにアフリカ41か国、アジア25か国等の計71か国401プロジェクトを対象とした有償資金協力を実施しており、近年はアフリカ重視の傾向にある。

有償資金協力の条件は次のとおり。

1. 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のあること。
2. 資金はサウジ・リヤル建てで貸与され、返還されること。
3. 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること。
4. 援助額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること（よって、プロジェクトによっては他機関との協調支援となる）。
5. 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること。

(1) 援助政策等

(イ) 基本政策

2006年、韓国の政府開発援助規模は、4億4,700万ドル(DAC統計ベース・暫定値)であり、GNI比率0.05%を記録した。このうち二国間援助が全体の82%、二国間援助の中では無償援助が68%を占めている。2005年に韓国は米州開発銀行(IDB)に加盟し多額の出資を行ったことや、国際開発協会(IDA)への出資の増額などで多国間援助が増大し政府開発援助規模も拡大したが(2005年:7億5,200万ドル)、これらは一時的な要因であったため2006年には政府開発援助規模は減少している。韓国は2006年～2011年の「国家財政運用計画」に従い、2009年まで政府開発援助規模をGNI 対比0.1%に拡大することとしている。

政府開発援助規模の拡大とともに韓国政府は、援助執行体制の先進化を図っており、国務総理を委員長と関係官庁長官と民間の専門家が参加する「国際開発協力委員会」を設置し、2006年3月2日には第一回会議が開催された。最近では国会と政府内で「対外援助基本法」を制定しようという動きが具体化している。また韓国政府は、2010年にOECD-DACに加盟することを目標に各種制度改善のための働きかけを進めている。

韓国の援助対象国は、DACが規定する開発途上国であり国民所得、経済・社会発展段階を考慮して決定される。これまで全世界約100余りの国家を対象に、「少額多国家支援方法」を実施してきたが、2006年から選択と集中の原則を適用し、協力対象国(支援対象国)を60か国以下に絞り支援する方法に変えている。

(ロ) 主要分野別成果

韓国政府は、盧武鉉^{ノム ヒョン}大統領が2006年3月10日、アフリカを歴訪した際に「アフリカ開発イニシアティブ」を発表したことを受け、2008年までにアフリカに対する援助規模を3倍に拡大させていくこととした。これまでアジア中心に行ってきた対外援助を、アフリカなどに大きく拡大させる契機となった。

韓国政府は2007年3月29日、最貧途上国の貧困撲滅および国連ミレニアム開発目標(MDGs)達成を支援するため、国際線搭乗客に1,000ウォンの連帯税を付加

する「航空券連帯税」導入を内容とする法律を公布した。これはアジア圏では最初の事例であり、韓国政府は開発財源確保に積極的に努力をしている。

併せて2007年3月29日に「海外緊急災害援助に関する法律」を制定し、海外で大型災害が発生した際、外交通商部を中心に持続的で、かつ効率的な緊急救護システムを稼働させるための法的根拠を整えた。

韓国政府は2003年、マドリードで開催されたイラク支援国会議で、2003年から2007年までの間、総額で2億6,000万ドルをイラクに支援することを約束し、2006年までに総額2億2,000万ドルを執行した。韓国政府は2007年5月3日、エジプトで開催された「イラクとの国際協約(ICI:International Compact with Iraq)発足会議」に参加し、2008年から2011年までの間、有償総額2億ドルの追加援助を提供することを発表した。これとともにイラク北部クルド地域の再建復興および自治能力強化を支援するため、韓国と米国の共同再建支援チームである「アルビル地方再建チーム(RRT: Regional Reconstruction Team)」を2007年2月1日に発足させた。

韓国政府は2006年1月、ロンドンで開かれた「アフガニスタン支援会議」に参加し、2006年から2008年までの間、アフガニスタンに対して有償1,000万ドルずつ、総額2,000万ドルを人的支援開発、公共行政改革、農村開発事業などの分野を中心に支援することを発表した。

(2) 実施体制

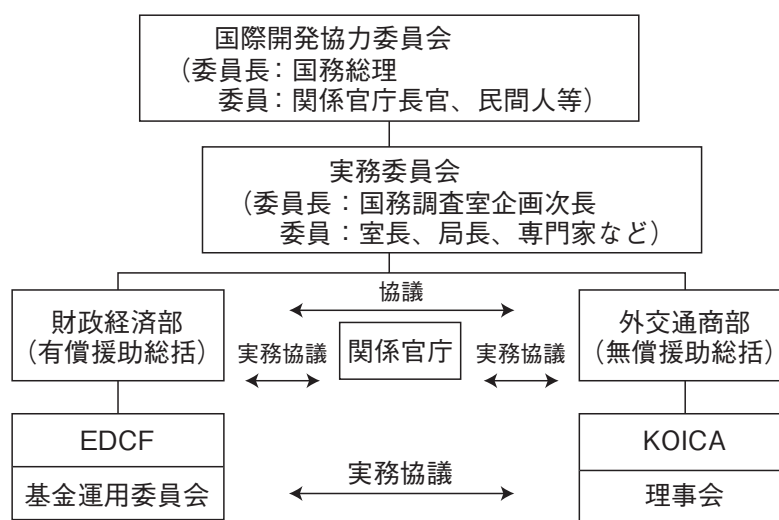
韓国は1960年代半ばから研修員招へい等の小規模の技術協力を実施してきており、1980年代後半からは専門的な援助機関を設立し、体系的な援助を行っている。1987年には、「対外経済協力基金(EDCF)」を設立し、開発途上国への借款供与を始めた。EDCFの管理監督は財政経済部が担当し、実務は韓国輸出入銀行が担当している。1991年には各官庁別実施してきた開発途上国無償協力事業を、外交通商部に統合させ、その施行機関として「韓国国際協力団(KOICA: Korea International Cooperation

Agency)を設立した。KOICAの実員は、2007年7月現在で220名である。

一方、現在まで無償援助は外交通商部を中心に、有償援助は財政経済部を通じて、二元的に実施されてきた政府開発援助政策の問題点を補完するため、2005年11月に「対外援助改善総合対策」を策定し、有無償

援助政策を総括審議する「国際開発協力委員会」を2006年3月に発足させた。併せて外交通商部は2005年から、「対外無償援助関係官庁協議会」を毎年上半期に開催し、無償援助施行現況を調査し効率的な実施方策を協議している。

援助実施体制図



(1) 援助政策等

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦崩壊を機に一時停止していた。

その後、ロシア連邦となってからは小規模な人道支援やソ連時代に実施された債務の帳消し等による支援は行われていたものの、その規模は極めて小さいものであった。1998年の経済危機を乗り越え、2000年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景に国際的な役割の強化について徐々に注目されるようになり、2004年には5,000万ドルであった開発援助に対するコミットメントが、2006年には2億1,500万ドルに達するまで増加した。2006年にロシアがG8議長国となったことがこの急増の要因の1つと考えられ、ロシア国内において国際援助に係る本格的な議論が開始されたことを意味する。

ロシアは新興ドナーであり、開発援助の経験に浅く実績は極めて限定されている。G8メンバーで唯一開発援助戦略を有していなかったロシアは、ようやく開発援助に取り組み始めたところであるが、世界銀行、国連等の支援を受け、体制整備を急ピッチに進めている。このような状況の下、ロシア財務省、外務省が中心となって開発援助の基本戦略文書（開発援助コンセプト・ペーパー）をとりまとめ、2007年6月25日にプーチン大統領が承認し、まさに正式な開発援助戦略が示されるに至ったところである。今後ロシア政府は向こう数年間のうちに政府開発援助拠出額を年間4億から5億ドルまで引き上げる予定であり、長期的にはGDP比0.7%以上の目標達成を目指すとしており、これらの数字は、開発援助コンセプトペーパーにおいて明確に記されている。

現在、ロシアの援助は最貧国に対する債務削減によるものが大部分を占め、その他は感染症対策等特定課題に対する国際機関への拠出を通して実施されている。今後は二国間援助のメカニズムを構築し、開発援助の本格的な実施を目指す方針であるが、支援実施のための基本条件、優先地域、優先分野は以下のとおりである。

[支援実施のための基本条件]

国連ミレニアム開発目標、ロシア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コンセプトに合致していること。また、被援助国の開発ニーズと整合性を有すること。

[優先対象地域]

CIS、アジア・大洋州、アフリカ、中東、中南米。特にCISについては旧ソ連邦の連邦構成共和国であったこともあり、政治・経済的な関係・影響力強化の観点から特に重視している他、アジア・太平洋州については同地域の統合プロセスへの参加を目的として取組を強化している。

[優先分野]

エネルギー安全保障、感染症対策、教育、テロ対策、環境保全（気候変動）、自然災害対策

(2) 実施体制

ロシアの開発援助に関する決定は、ロシア外務省および財務省の提言に基づき、関係連邦執行権力機関の協力の下、ロシア政府によって採択される。ロシアにおける開発援助は各関係連邦執行権力機関が実施しており、開発援助の実施を専門的に行う組織（例えばUSAID、JICA等）は存在しない。しかし、現在までの一辺倒な債務救済のみによる援助から脱却し、開発援助の世界において台頭するためには、二国間援助の実施機関の創設が必要であると認識しており、現在、国際機関を通じて行われる開発援助に積極的に参画することによって援助の実施に係るノウハウ、技術を学ぶ等、二国間援助実施に係る能力開発を図っている。

18 EU(欧州連合)

(1) 援助政策等

(イ) 総論

EU^(注1)は、EU加盟各国による援助に加え、欧州共同体(EC^(注2):European Community)単独としても援助を実施している。

EUは、2005年11月のEU理事会における決定を受け、同年12月に、当時EU議長国のブレア英国首相、バローゾ欧州委員長、ポレル欧州議会議長が署名する形で開発に関する新方針(「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development))を示した。新方針においては、MDGsの追求とともに、持続可能な開発という文脈における貧困の根絶、つまり、良い統治、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。

EUは、上記「コンセンサス」をベースに、加盟国と欧州委員会がより連携して、EUとして加盟国も拘束する形でより効果的な開発政策を実現すべく、努力している。中でも[1]貿易と地域統合、[2]環境と持続可能な自然資源の管理、[3]インフラおよび通信・交通、[4]水とエネルギー、[5]地域開発、土地計画、農業および食糧確保、[6]統治、民主化、人権、経済および制度改革の支持、[7]脆弱国家の紛争防止等の危機管理、[8]人間開発、[9]社会的平等および雇用—の9分野を重視している。

EUの政府開発援助総額(支出純額ベース)は2005年で、DAC加盟のEU加盟国全体(15か国)で557.5億ドルとなり、DACメンバーの政府開発援助総額全体の半分以上を占め、世界最大のドナーである。また、ECによる政府開発援助総額も93.9億ドルで、米国、日本、英国、ドイツ、フランスに次ぐ規模である(DAC統計ベ

ス)。また、EUは、アフリカ、カリブ、太平洋(ACP)諸国に対する援助としてEC一般予算とは別途、EU加盟国が拠出する欧州開発基金(European Development Fund)(下記[1]参照)による援助を行っている。

EUは援助の質・効率向上を根拠に、ドナーの援助活動政策・手続きの調和化・協調、および援助のアンタイド化を提唱している。また、パートナーシップと援助受益国のオーナーシップを重視し、長期的にセクター全般にインパクトを与えるとの観点から、受益国政府主導のセクター政策・支出プログラムを支援し、その一環として財政支援(budget support)にシフトしている。

さらに、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットし、EU自身の中間的目標を設定する等して積極的な対応をとっている。2006年までにEU加盟国平均で0.39%を達成するという目標(開発資金国際会議に関する2002年3月のEU総務・対外関係理事会結論)については、これまでの予測を基礎として目標数値である0.39%を上回る予想が示されていたとおり、2006年までにEU全体でGNI比0.42%を達成した。また、2005年5月のEU総務・対外関係理事会において、同年9月のMDGs中間レビュー会合への対応として、2010年までに、EU全体が0.56%、個々のEU加盟国については、現時点で0.7%に達成していないEU加盟国(デンマーク、オランダ、スウェーデン、ルクセンブルグ以外)は0.51%まで、援助経験の少ないEU新規加盟国10か国は0.17%を新たな中間目標とすることで合意された。また、増額により割り当てられる対象先の少なくとも半分はアフリカ向けとしている。

(ロ) 各地域への援助

[1] アフリカ・カリブ・太平洋州(ACP)諸国(79か国)に対する援助

EUは伝統的に加盟国の旧植民地諸国に対する援助を重視してきている。ACP諸国に対する援

注1：EUは、1993年11月に発効した「欧州連合に関する条約(通称マーストリヒト条約)」に基づき設立。EUは、ECを基礎としつつ、より広範な政治分野を担い、各国がECに主権の一部を委譲する共同事項(主として経済・通貨分野)と政府間で共同の立場、行動を決定する共同外交、安全保障政策、警察刑事協力の三本柱から成り立っている。

注2：欧州石炭鉄鋼共同体(1952年設立)、欧州経済共同体(EEC)、欧州原子力共同体(共に1958年設立)を総称し、欧州共同体(EC:単数形)という通称が用いられていたが、1991年にEECがEC(単数形)に名称変更されたため、以来、3共同体の総称は欧州共同体(複数形)と通称されている。なお、欧州石炭鉄鋼共同体が2002年にその役割を終えたため、現在欧州共同体(複数形)と呼ぶ場合は、EC(単数形)と欧州原子力共同体の総称を意味する。

助の基本的枠組みは2000年6月、EUと77のACP諸国（現在79か国）との間で署名されたコトヌ協定である（各国の批准手続きを経て、2003年4月に発効）。同協定は、1975年以来EUとACP諸国間の協力を規定してきたロメ協定の後継として、両者間の協力、貿易および政治的対話の枠組みを規定している。コトヌ協定は、2000年～2020年を対象とし、開発戦略においては、貧困削減に一層の焦点を当てること、さらに、新たな貿易の枠組みの形成、財政的協力の改革を柱に据えている。2005年2月には、5年ごとに行う改正交渉が終了し、開発の側面ではMDGsに言及する等の修正が行われた。同年6月には署名が行われ、修正部分については、移行措置により、批准手続きに先んじて適用されている。

本協定の下で設置された第9次欧州開発基金（EDF、EC一般予算とは別途EU加盟国が拠出、対象期間は2000年～2007年）については、長期開発のための無償資金援助と投資手段（Investment Facility：欧州投資銀行が管理する民間部門に対する投資・貸付け）という2つの手段を通じて援助が行われている。また、2005年末には、2008年～2013年を対象期間となる第10次欧州開発基金として、227億ユーロの拠出が合意された。2006年については、EDFを使用して、27.2億ユーロ（なお、2005年は24.6億ユーロ）がACP諸国に拠出された。また、欧州委員会は、2004年にアフリカの平和構築のためにアフリカ平和基金（Africa Peace Facility）を創設し、同基金を通じた平和維持活動への支援は重点事項となっている（なお、2005年のEUの開発支援額（一般予算およびEDFの合計）に対するアフリカ支援の割合は約束額ベースで44%を占めている）。EUは、成長とガバナンスに焦点を当て、MDGs達成に向けた社会インフラ（教育、健康、環境等）支援、交通・通信・エネルギー等経済インフラ支援、食糧支援等を重点分野としている。

また、貿易については、ACP地域の経済統合と貿易を通じた開発を促進するため、WTO協定と整合する新たな経済パートナーシップ協定の2008年発効を目指し、2002年9月に交渉が開始された。

[2] アジア

2005年の援助額（約束額ベース）は、これまでで最も多く8億3,400万ユーロである（2004年は6億1,100万ユーロ）。教育や健康等の社会インフラに対する支援が中心となっており、2005年、インドに対しては、2010年までの初等教育普及のために9,200万ユーロを支出した。2005年におけるECのアジア支援で最も規模が大きかったアフガニスタン支援については、健康、インフラ、農村部開発、選挙活動支援等を含む行政改革支援を重点分野としている。2002年～2006年までに10億ユーロの支援を約束しており、2005年においてECのアジア支援の中で最も規模が大きかった。なお、ECは、2005年には、2004年12月のスマトラ沖大津波、2005年10月のパキスタン等大地震、鳥インフルエンザ問題等への対処のため、関係ドナー国との協力関係強化に努めた。また、中国との関係においては、2005年に気候変動およびエネルギー分野における将来的な協力についてのアクション・プランを採択した。

[3] ラテン・アメリカ

2005年の援助額（約束額ベース）は、3億2,900万ユーロである（2004年は3億1,200万ユーロ）。2005年については、民主化強化のための支援、国家および人権の近代化、社会開発、貿易関連、経済統合の促進といった分野を重視しており、エルサルバドル、ハイチ、ニカラグア、ボリビア、コロンビア等への支援額が多くなっている。

[4] 地中海諸国

1995年に打ち上げられた欧州－地中海パートナーシップ（Euro-Mediterranean Partnership）の下でのMEDAプログラムを中心に援助が行われている。2005年の援助額（約束額ベース）は、約10億7,500万ユーロである（ちなみに2004年は10億300万ユーロ）。同地域の経済統合、インフラ開発、移民政策支援、教育分野への支援等を重視している。

[5] 西バルカン・東欧・中央アジア

西バルカンについては、1999年に始まった安定化・連合プロセス（SAP）の下での支援が継続されている。2003年に、同地域の支援については、

復興のための支援から行政改革支援、経済・社会発展、司法・内務改革といった分野への協力に重点をシフトさせることを確認し、同地域へのECの援助スキームであるCARDSによる援助を行っている。2005年の援助額(約束額ベース)は5億1,900万ユーロである(なお、2004年は6億6,300万ユーロ)。

中央アジア地域については、欧州委員会は、2004年11月、バクーでの閣僚会議の結果設定された枠組みの下、同地域への技術支援スキームであるTACISに基づき、特に交通、エネルギー、環境分野への支援を重視している。2005年の同地域への援助額(約束額ベース)は、5億1,500万ユーロである(なお、2004年は5億400万ユーロ)。

また、EU加盟候補国に対する援助は、加盟のために必要な組織構築や基礎インフラ整備への支援(PHARE)、運輸および環境分野での支援(ISPA)および農業および農村開発分野への支援(SAPARD)の3つのプログラムからなる支援枠組みに基づき行われている。EU新規加盟国に対しても、加盟後3年間、引き続き同様の援助が行われている。

(ハ) 人道援助

人道援助はEC通常予算を主な財源として欧州委員会人道支援事務局(ECOH:European Commission's Humanitarian Aid Office)が実施している。2005年の人道援助額(約束額ベース)は6億5,250万ユーロである。このうちACP諸国が最大の被援助国で、援助額は2億4,771万ユーロ(全体の37.96%)に上る。次いでアジア諸国へは、2億4,874万ユーロ(全体の38.12%)の援助となっている。

(2) 実施体制

(イ) 欧州委員会が主にECの援助プログラムを運営・実施しているが、複数の総局が関与している。

[1] 政策レベル(政策的方向性および複数年計画を被援助国と交渉しながら策定)

(i) 開発総局

コトヌ協定に責任を有し、ACP諸国との対外関係や経済協力を担当。

(ii) 対外関係総局

NIS、地中海諸国、中東、ラテン・アメリカおよびほとんどのアジア諸国と経済協力を担当。

[2] 援助実施レベル:欧州援助・協力事務局

援助体制の機構改革の一環として2001年1月に新たに発足。開発総局、対外関係総局が策定する国ごとの複数年援助計画に沿って、プロジェクトの特定・策定から、予算策定、プロジェクトの実施・モニタリング・事後評価に至る援助実施の一連の周期を一括して受け持つ。

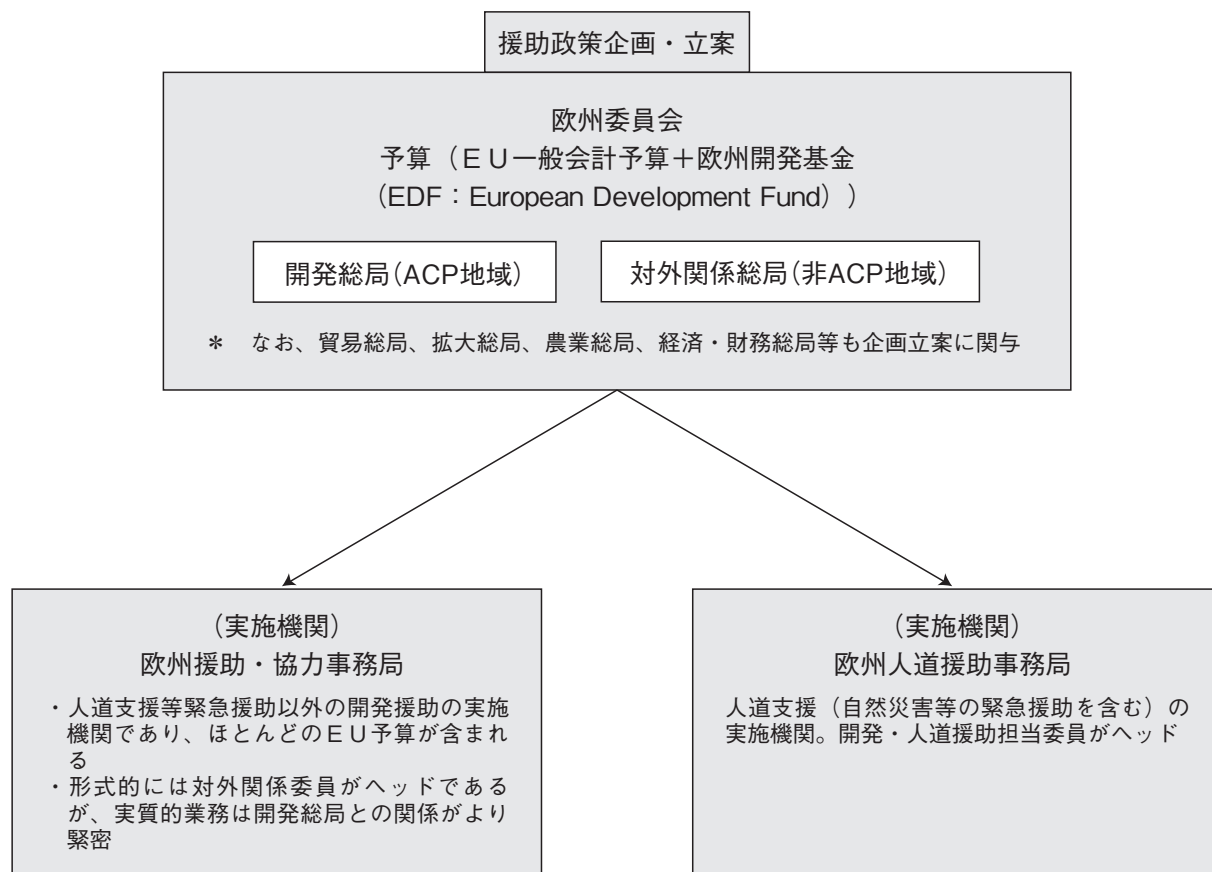
[3] その他の総局としては、人道援助を担当する欧州委員会人道支援事務局、EU加盟候補国および潜在的加盟候補国への支援を担当する拡大総局、第三国経済の監視やマクロ財政支援を担当する経済・金融総局等がある。

[4] ECでは対外援助運営に関する改革が進められており、その一環として、欧州援助・協力事務局は、援助運営の権限・責任を現場の欧州委員会代表部に委譲(devolution)することを進めてきた。

(ロ) 欧州投資銀行(EIB:European Investment Bank)

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促進することを目的に設立された融資機関である。EUの開発援助・協力政策の一環として、加盟候補国、バルカン諸国、地中海諸国、ACP諸国、アジア諸国、ラテン・アメリカ諸国等EU域外への融資も行っている。

援助実施体制図



(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国名	2003年		順位	国名	2004年		順位	国名	2005年	
		援助計	シェア			援助計	シェア			援助計	シェア
1	セルビア・モンテネグロ	341.76	5.30	1	セルビア・モンテネグロ	365.93	4.54	1	トルコ	391.98	4.51
2	スーダン	247.05	3.83	2	トルコ	303.05	3.76	2	モロッコ	293.09	3.37
3	アフガニスタン	208.03	3.23	3	コンゴ民主共和国	249.81	3.10	3	アフガニスタン	256.62	2.95
4	タンザニア	185.09	2.87	4	モロッコ	219.92	2.73	4	コンゴ民主共和国	213.58	2.46
5	パレスチナ自治地域	181.06	2.81	5	アフガニスタン	212.00	2.63	5	スーダン	212.80	2.45
6	エチオピア	149.14	2.31	6	パレスチナ自治地域	186.69	2.31	6	パレスチナ自治地域	206.71	2.38
7	モロッコ	147.17	2.28	7	エジプト	183.90	2.28	7	インド	187.80	2.16
8	トルコ	140.37	2.18	8	タンザニア	161.89	2.01	8	エジプト	182.83	2.10
9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	135.83	2.11	9	モザンビーク	151.10	1.87	9	南アフリカ	172.88	1.99
10	南アフリカ	134.03	2.08	10	南アフリカ	143.30	1.78	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	164.52	1.89
10位の合計		1,869.53	29.01	10位の合計		2,177.59	26.99	10位の合計		2,282.81	26.28
二国間援助合計		6,445.33	100.00	二国間援助合計		8,067.91	100.00	二国間援助合計		8,686.53	100.00

* なお、EUの政府開発援助は欧州委員会(EC:European Commission)により実施されている。